

ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政(1)
—— 1420年代の収入構造。マクロ的視点から——

金尾 健美

Les finances de Philippe le Bon, duc de Bourgogne
de la Maison de Valois (1)
—Structure macrocosmique de ses revenus dans les années 1420—

Takemi KANAO

Abstract

Les finances de Philippe le Bon, duc de Bourgogne de la maison de Valois (1419–1467), ne sont pas approfondies surtout pour une période de son début jusqu'à la réforme monétaire en 1433. L'obstacle aux études se compose à la fois des rapports confus entre plusieurs comptes de Recettes générales et d'une grande variété de monnaies employées dont la valeur intrinsèque était fort changeable.

L'analyse du transfert des fonds entre les Recettes générales suit l'exégèse des espèces enregistrées dans les comptes et la traduction d'elles en une seule monnaie de compte: Livre de 40 gros de monnaie de Flandres. L'épreuve rigoureuse et systématique des documents comptables permet de mesurer finalement d'une manière précise les revenus annuels du duc Philippe dans les années 1420.

Le résultat atteste, d'une part, naturellement la transformation drastique des circonstances économiques causée directement par la crise monétaire et, d'autre part, la proportion constante entre les revenus ordinaires et extraordinaires, même après avoir passé une telle époque critique.

Key Words: prince, finance, monnaie, comptabilité, Bourgogne.

0. はじめに

近代国家成立期に横たわる諸々の問題の中でも、と言う書き出しでは、もはや大方の研究者

の関心を引くことはできないかもしれない¹。が、それでも、14世紀から15世紀にかけて、西欧政治の絵舞台で欠くことのできない役割を担ったヴァロワ家ブルゴーニュ公四代百余年の歴史はやはりその文脈の中にしかおくことができない。従来の研究はまさにこの自明の前提から二つの流れを形成してきた。一つは西欧政治外交史の中で、限らない哀惜の念を寄せようと、冷やかな嘲弄を込めようと、近代国民国家形成期に現れる幻の王国を位置づけ、叙述せんとするものである。今一つはその百年の支配機構の成立、展開、破綻を価値中立的に解明せんとするものである。そして両者の結節点に位置するのが、豊かなフランドル諸都市に育まれた芸術の庇護者としてのブルゴーニュ公とその宮廷文化を描く態度になろうか。

本稿はどちらかと言えば第2の流れ、つまりブルゴーニュ公の領邦支配の制度的解明に関心を寄せるものである。第3代フィリップ・ル・ボン Philippe le Bon（在位 1419-67）のスタートは実はかなり危ういものであったと思われる。それを回避し、自らの西欧世界における地位を安定させ、さらに1430年代半ばまでに不動のものとしたのは、やはり見事な政治力であると評価できるが、その背景にあったのは彼の財力だった、とまず誰でもが考える。

筆者は数年来 Philippe の行政機構の現実的運用の問題を、支配に不可欠な情報伝達という側面から考察してきたが、その過程で彼の財務官僚たちが実に精力的に活動していることを知った²。彼らは頻繁に各地を駆けめぐり、リールの会計院に宛てて膨大な信書を送っている。ところが、その多くは資金繰りに関わるものである。それでは、少なくとも1420年代、ブルゴーニュ公の財政は逼迫していたと考えるべきなのだろうか。確かに1428年、実質的にホーランド Holland、ゼーラント Zeeland、エノー Hainaut の三伯領を支配下に組み込み、1430年にブラバント Brabant を相続するまでは、彼の支配領域は祖父の代からさほど大きく変化しているわけではない。が、さりとて Philippe の活動がその父や祖父に比べて、遥かに活発であったとも言えまい。一体、財務の実態は如何なるものであったのか、これが筆者の素朴な疑問の始まりであった。

1. 研究史上の課題

もちろん封建諸侯の財政研究は十分な研究蓄積を持っている³。就中、ヴァロワ・ブルゴーニュ公の場合は、内容から見ても、分量から見ても、おそらく14-15世紀としては屈指の豊かな史料を Dijon と Lille の県立公文書館に保存し、しかも19世紀に編集され、相当に行き届いた目録も完備している⁴。とはいえ、比較的早期に行われた研究は、どちらかと言えば司法組織の解明と並行して財務機構の法的規定、つまり機構の有する階層制や地域性、各職の権限

と任務、相互の関係、の解明に集中したように思われるし⁵、それに続く関心事は Prosopographie であった⁶。財政史とはいえ、実際に財務官僚が取り扱った金額を定量的に、かつ体系的に解明しようとする態度は著しく希薄であったと思われる。このアンバランスは、おそらく金融史、貨幣史の研究の遅れと深く関係していると考えられる。

古銭学 Numismatique は長い伝統を持つものではあるが、その基本的態度はまさに骨董品を扱うそれであり、蒐集家のそれである。すなわち多種多様な貨幣をあくまでも目前に存在する「もの」と見なし、その「もの」に係わる知識の集成、カタログ化を第一義としているように思われる⁷。塩や穀物の取引のように、社会・経済の所与の局面で生じながら、同時のその母胎たる社会の特性を表現する系列データとして論じられることはまずなかった。このような態度にも漸く変化が現れてきたとはいえ⁸、依然として研究者層も十分に厚いとは言いがたいし、14-15世紀の西欧世界の金融を扱った研究はごく限られた研究者によるものしか存在しない⁹。

このようなブルゴーニュ公財政の研究史の中で、おそらく一時代を画するものと言え、Michel MOLLAT の論考¹⁰と史料編纂¹¹を挙げることになろう。彼の論考は既に40年も前に発表されたものであるが、そこに提起された問題群は未だ完全には解決されていないと考えられるので、簡単に紹介しておきたい。全体は5章からなる。

第1章は研究史を踏襲し、財政を考察する上での史料の現状と財務機構を概観。第2章は総財務収支勘定 Recettes générales de Toutes les Finances の最初の分析として、その記帳法、すなわち収入科目と収支科目を説明する。第3にこの勘定系列の問題点を指摘。振替 assignation と décharge, 「外貨」とその変動、移動の多い宮内府 hôtel 運営、貨幣投機。第4章では1418-20年のブルゴーニュ公とフランス王との財務を比較検討している。まず額面では王の財政は収支ともにブルゴーニュ公のその2-3倍、と大きく上回るが、両者の構造は根本的には同様であるとしている。しかしより詳細に分析すれば、フランス王の場合、ノルマンディや南フランスからの税収が滞り、借入金、没収財産、貨幣発行に頼る一方で、財務官 Pierre Gorremont の支払いは現金払いが多く、まさに国庫は逼迫し、破綻に瀕していた。それに対して、ブルゴーニュ公の場合は領地収入が安定している上に、財務官 Jean de Noident は1413-19年の7年間に過去の長期信用を半分に圧縮、手形を利用して現金払いを極力避け、手元流動性を確保した。総じて「健全で」と結論づけている。第5章でブルゴーニュ公の財政の経年変化を世代ごとに分析。三代めまでは歳入、歳出、ともに30-35万フラン¹²程度で、1436年から1470年までの35年間はよく安定していた。それが四代め Charles le Téméraire の代になると倍増し76-77万フランに跳ね上がるが、その主たる支払い科目は戦費であった。状況関連のデータが全体としては不足しているが、財の需給バランス、および貨

幣（実体，計算）価値の変動から生じる物価変動が大体直接的に財務勘定に反映している。収入構造の面では四世代を通じて，通常収入と特別収入の比は6対4で通常収入が上回る。地域別ではフランドル・アルトワが四世代を通じて常に最高の寄与をした。主たる特別収入は初代 Philippe le Hardi と二代 Jean sans Peur の治世ではフランス王からの年金と様々な名目の下賜金であるが，三代 Philippe le Bon からは御用税 Aides が中心となる。Charles はその10年の治世で父 Philippe le Bon が45年の治世で徴収したとほぼ同額の138万フランを徴収し，戦費に充てた。他の特別収入としては，主に都市で販売された終身年金の売上と金融業者からの借入が大半を占める。ただし借入は戦争や諸侯への祝儀のために費やされ，投資や投機のためではない。最後まで Charles に融資したのは Medici であった。結語としては，まず15世紀の諸侯財政においては「私」と「公」とが未分化であったこと。「ブルゴーニュ公国」は低地地方という経済的に恵まれた土地に基盤をおいた国家 Etat であったにも拘わらず，その支配領域の急速な拡大に財政構造が追いつかずに自滅した。その主たる原因は課税額と課税速度が経済活動の拡大を大きく上回り，結局はその活性を奪ってしまったこと。信用は常に担保物件を必要とし，都市や国家といった社会的・経済的統一体の企画自体が担保として機能し，経済活動の活性を促すという思想は未だ存在していなかったことを挙げている。

Mollat のもうひとつの大きな仕事は史料編纂である。ともかくも，あの雑然たる史料群を考察するための一定の視点を提供したという点で，これは大いに評価されるべきである。我々はその後を修正しながら辿っていけばよいのである。しかも50頁におよぶ序文は先の論考に劣らぬ豊かな知見を与えてくれる。彼がこの研究に着手したのは1950年代半ば，そして実際に編集を始めたのは1960年代に入ってからであろう。現在のように便利な表計算ソフトを搭載したパソコンがあったわけでもないし，簡便な電卓さえ普及していなかった時代である。単調な換算と加算をコツコツと手作業で続けていった忍耐には頭が下がる。エアコンのよく効いた部屋で電子機器に取り囲まれた我々が，現在から批判の矢を向けるのは些か後ろめたい。が，それでも言うべきことは言わねばなるまい。

彼の仕事の最大の問題点は皮肉なことに，まさに彼が主張した「一貫性」ないし「整合性」にあると思う¹³。彼は ADN B. 4091（1418-20年）に依拠し，フランスの主たる計算貨幣 Livre tournois とフランドルの計算貨幣 Livre de 40 gros との換算比を1対1.125（8対9）つまり Livre tournois を約35.5 gros de Flandres に固定した¹⁴。従って，彼が算出した数値は1420年頃を基準とし，尺度としての計算貨幣の内在価値の変動を不問にした時系列名目値の一覧ということになる。が，現代の私企業のように成長拡大を至上目的とする利益追求団体の歴史を辿るならともかく，経済環境が激変する中での四世代百余年におよぶ封建諸侯の財政を論ずる場合，

はたして時系列名目値を辿る意味はあるのだろうか。

先達の偉大な業績に批判を加えるのは心苦しいのだが、こうした原理的問題のみならず、実はより切実な問題が横たわっている。それは Mollat が提示した数値の一覧に対する疑問である。彼が率いた研究グループが多種多様な実体貨幣をどういうレートで計算貨幣に換算したのか、一切が不明であり、検証できない。せめて代表的な金貨である Ecu の評価くらいは示して欲しかった。上記の主張から判断して、実体貨幣もまた 1420 年前後の価値で計算貨幣に換算したものと推測される。ところが、この時期（つまり 1410 年代後半から 1420 年代半ばまで）は数カ月で貨幣価値が激しく変動し、当時の勘定官たちさえ些か持て余したのか、実体貨幣を計算貨幣に換算するという操作を放棄している場合が随所に見られる¹⁵。様々な換算比を想定していろいろと試算を繰り返しても、どうしても Mollat の提示した数値と合致しない¹⁶。確かに相違といっても数パーセント程度であるから、これは計算誤差の範囲内であり、無視しうると考えても構わないのだろうか。Cockshaw の批評は財務機構の理解と史料の所在に正確を求める内容であり、定量的部分には事実上触れていない¹⁷。つまり現在に至るまで、Mollat の仕事を包括的に検証した研究者はいないのではないかと思われる。

この二つの記念碑的研究の後に業績を上げたのは Van Nieuwenhuysen であろう。Philippe le Hardi の治世後期 (1390–1400 年代) に関して実に浩瀚にして緻密な一連の研究を発表した¹⁸。しかし四世代に渡る繁栄の中心であった第 3 代 Philippe le Bon の財政に関する研究は意外に少ないのである。幾つか発表順に挙げても、通貨政策¹⁹、1445 年の歳入の概算評価額²⁰、次年度予算立案の発生²¹、租税徴収の定着²²、といった個別研究が散発的にあるだけで、総合的には M. Mollat 以降は W. Blockmans が十年來取り組んでいると仄聞するのみで²³、特に 1420 年代を扱った研究は事実上存在しない。決して Philippe のデビュー期が無視しうるという意味ではなく、すでに指摘したように、それがまさに 1410 年代後半から続く金銀貨幣の大量発行による実体貨幣、計算貨幣、双方の著しい価値下落の時期に合致するため、歳入と歳出の計算、フランス通貨とフランドル通貨の相互換算、を正確に行うことが著しく困難であることによると思われる。結局、この事態が解消されるのは 1433 年の Philippe の通貨改革、すなわち新金貨 Philippus（ないし Ridder）と新銀貨 Vierlander の発行以降のことであり、それ以前の時代を問題にする場合は、大方の研究者が納得するような客観的結論に到達するのは容易なことではない。

以上がブルゴーニュ公財政の研究史の概観であり、現状である。率直に言って、ある程度期間を区切って、機構の法的規定と組織運営の実際を叙述していくことはさほど困難なこととは思われない。しかし定量分析は、そもそもの基本データを収集する際、数値の取扱いに関して

方針が立たなければ如何ともしがたい。そこで、決して先達の業績を無視するわけではないのだが、原史料から根拠を示して、改めて再計算を試みることにした。もちろん筆者自身も確信を持ってない部分が残っているが、手つかずの分野への最初のたたき台としての役割を果たせば、まずは当面の目的は達したと考えたい。

2. 財務の機構と人倫

1420年代の実態分析にはいる前に、二つのことを確認しておきたい。一つはブルゴーニュ公の財務機構の原則であり、それは三者で構成された。財務官 *Trésorier*、収支勘定官 *Receveur Général*、そして会計監査官 *Maître de la Chambre des Comptes* である²⁴。今一つは1420年代以前の財務事情であり、特に *Philippe le Bon* と同名の祖父 *Philippe le Hardi* の晩年20年間（1384–1404年）に関しては先に言及した *Van Nieuwenhuysen* の研究により、相当程度まで解明されている。それは1420年代の財政を理解する上でも大いに益するところがあると思われる。

さて、ブルゴーニュ公の財務機構であるが²⁵、初代の *Philippe* から三代めの *Philippe* までは根本的な改編はない。財務官の正式名称は *Trésorier-gouverneur général des Finances* である。通常は1名で、別に監督官 *Contrôleur* を設置する場合もあった。会計の実務に直接携わるわけではなく、財務全般を指図、指導、監督し、多くは公の諮問官を兼ねる。

その財務官の下で実際の出納業務とその記録を担当する会計係が勘定官であるが、やはり各職1名で、三層を成す。上層にあるのが総財務収支勘定官 *Receveur général de Toutes les Finances*（以下、本稿では文脈により誤解の恐れがない場合は、適宜「総財務勘定官」などと略記する。）で、その名の通り、実務の総責任者であり、原理的には各領邦の税収担当者から収入を受け取り、あるいは国王財務担当者から、ブルゴーニュ公に対する年金や贈与を直接に預かり、宮廷財務官 *Maître de la Chambre aux Deniers* とともに、ブルゴーニュ公の宮廷や家政の支出を賄う。両者の分担は、前者が比較的高位の官僚の年金や日当、祝祭日恒例の贈与、高額な宝飾品や馬の購入、城館や要塞の補修、等を負担する。それに対して後者はブルゴーニュ公の宮廷を支える200人を超える官吏、諸侯の使節や様々な口実で伺候する人々、の日々の食料の購入が主たる任務となる。この宮廷財務部は廃止、復活がめまぐるしく、従ってその帳簿は連続性を欠く。それに対して、総財務勘定官の残した勘定簿 *Comptes de Recettes générales de Toutes les Finances* は圧巻である。四代百余年のうち、散佚したのは僅か数年分でしかない。上述の *Mollat* の研究はこの勘定簿に依拠したものである。

総財務収支勘定官の下には各領邦ごとに勘定官が1名づついる。まず全ブルゴーニュ公領・伯領収支勘定官 *Receveur général du Duché et du Comté de Bourgogne* と全フランドル・アルトワ伯領収支勘定官 *Receveur général du Comté de Flandre et d'Artois*, そして後には全エノー *Hainaut* の収支勘定官, 全ホーラント *Holland* の収支勘定官, 全ブラバント *Brabant* の収支勘定官がそれぞれ設置される (以下, 本稿では誤解の恐れがない場合は, 「領邦勘定官」などと略記する)。彼らは数名の助手を使って, 担当する領邦の徴税と総財務収支勘定への振替を主たる業務とし, 各々丹念な勘定簿 *Comptes de Recettes générales* を残している。そして彼らの下, つまり三層構造の最下層にはバイイ管区ごとに, やはり各1名の収支勘定官 *Receveur* が配置された。

この三層をなす収支勘定官たちが作成する帳簿を年に一度監査するのが会計監査院 *Chambre des Comptes* の役割であり, 当初は *Dijon* と *Lille* と二ヶ所に設置され, 後に *La Haye* と *Malines* を加え, 四ヶ所になる。各々数名の監査官 *Maitre* によって構成されていた²⁶。

一見よく考えられた立派な機構であると思われるが, 兼任者が少なくないという事実も指摘しておかなければなるまい。例えば *Jean sans Peur* の時代, *Jean Chousat* は1405年11月5日から翌06年11月19日までの1年間, *Joceran Frepier* は1412年10月16日から翌13年2月21日までの4ヶ月, それぞれ勘定官 *Receveur général* と財務官 *Trésorier-gouverneur* を兼任している。ちなみに *Jean Chousat* は06年9月15日には国王 *Charles VI* に王税収入一般顧問官 *Général Conseiller sur le fait de la Finance des Aides* に任命されている²⁷。

この機構内の資金環流についても簡単に述べておく。各役職名の原語のニュアンスを汲んで想像を逞しくすれば, 各種の税は三層をなす勘定官たちの手によって下から上へと吸い上げられ, 総財務収支勘定官の許に送られる。そこで集計された後, 必要に応じて経費として分配される, といったイメージを描くことになろうか。実際には各層の勘定官は必要経費をどんどん落としていくし, 宮廷財務部の求めに応じて直接に資金を供与することもある。総財務収支勘定官が高額の支払いを必要とするとき, 例えば公妃の年金, 彼はその額を適当に分割し, 各勘定官に割り当て分を直接公妃に支払うように指図を送る。いずれも現金移動を最小限に抑える工夫であると考えられるが, まさにこうした様々な操作のために, 指図書は財務官の署名を必要とするし, あらゆる勘定官が帳簿作成を義務づけられ, そしてまたその会計を監査する必要が生じるのである。

1420年代, つまり第3代ブルゴーニュ公 *Philippe* の最初の10年間, に総財務収支勘定官を勤めたのは, まず *Guy Guilbaut* (1428年末まで10年余), 次いで *Jean Abonnel* (1436年末まで8年間), 全ブルゴーニュ収支勘定官は *Jean Fraignot* (1415年11月末から継続, 27年2月

末までの11年余)と Mathieu Regnaut (1438年まで11年間)そして全フランドル・アルトワ収支勘定官が Barthélemy le Vooght (1416年11月末から20年2月初めまでの4年余), 2年半の空席の後, Gautier Poulain (1422年9月から44年末まで22年余)であった。ヨーロッパの研究者の間では Prosopographie がすっかり根を下ろし, 研究蓄積の中でも重要な部分を占めているが, やはり14-15世紀の段階では史料上の制約が大きく, その対象は比較的上層に限られ, こうした司法手続きや財務などの実務を担当した官僚群に関して言えば, 詳細が明らかになる方がむしろ例外的であるといわざるを得ない²⁸。公 Philippe の信頼が特に厚かったという総財務収支勘定官 Guy Guilbaut でさえ, 生年不詳, 実家の生業や家族構成も不明である。公的史料によって確認できる彼の足跡はまさにブルゴーニュ公の財務官僚としての経歴でしかない²⁹。

3. マクロ的収入構造

さて, 問題を再確認するという意味で, 先に予告したとおり, Van Nieuwenhuysen の研究によりながら, 1390年代の Philippe le Hardi の財政を概観しておきたい。誠実で, しかも詳細をきわめる秀作である。収入構造を理解するという点に限っていえば, 結局, 著者は一つの原則を遵守しつつ, 二つの視角を提起したと思う。その原則とは Gros de monnaie de Flandres を基準とする当時の各通貨間の換算方式である。二つの視角とは科目別構成と地域別構成である³⁰。

周知のように, フランスのグロ Gros 同様に, フランドルのグロもよく流通した銀貨でもあり, 同時に勘定の単位(計算貨幣の下位単位)としても使用された。ブルゴーニュ公麾下の勘定官たちはこのフランドル・グロを様々な金貨や諸領邦の計算貨幣を評価する, 従ってフランドル計算貨幣に換算する, 媒介手段として使用している。帳簿では, 例えば「一枚当たり40 gros の Ecu で……」あるいは「Livre あたり20 gros の Livre で……」といった但し書き付きの表記法を採用する。1390年1月31日付で, フランスの Livre Tournais の公定レートは33 gros とされた³¹。しかし実際には, 勘定官たちは32から36 gros の間で評価・換算したし, ブルゴーニュ公と関係の深い金融業者 Dino Rapondi は34 gros を使用したという³²。ともかく著者 Van Nieuwenhuysen はこのフランドル・グロを介在させて換算する当時の方式をそのまま踏襲して議論を進めているが, それで破綻をみせず, 明快な結論を導出している。

まず科目別分析の結果は, 1390年代の平均を取ると, 各領邦からの収益が24.85万 Livres Tournais (構成比47.9%), 三種の普通税 Aides Ordinaires³³が8.15万£.t. (同15.7%)で, こ

ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政 (1)

の両者を合計した 33 万£.t. を通常収入とする。加えて、ブルゴーニュ公御用税 Aides Ducales³⁴ が 8.3 万£.t. (同 16.0%)、国王からの年金・下賜金が 10.6 万£.t. (同 20.4%) で³⁵、この二者を特別収入とし、18.9 万£.t.。以上の総計が歳入であり、51.9 万£.t.となる。通常収入と特別収入とに大別すれば、その比は約 6 対 4 になる³⁶。

地域別構成を考えるにあたって、Van Nieuwenhuysen はブルゴーニュ公の領邦全体を四グループにまとめた。第 1 グループはブルゴーニュ Bourgogne とフランシュ・コンテ Franche-Comté、第 2 がニヴェルネ Nivernais とシャンパーニュ Champagne とレーテル Rethel、第 3 がアルトワ Artois とフランドル Flandres、最後がランブール Limbourg である³⁷。国王からの年金など 10.6 万£.t. を除外した三種の収入の合計 41.3 万£.t. の内、上記第 1 グループが 14.0 万£.t. (33.8%)、第 2 が 5.0 万£.t. (12.2%)、第 3 が 21.5 万£.t. (52.0%)、第 4 が 0.8 万£.t. (2.0%) となる。これだけでも第 3 グループの突出は明らかであるが、就中、フランドルの寄与は圧倒的で、Bruges や Gand といった大都市があるフラマン語地方だけで、21.5 万£.t. のうち 16 万£.t. を計上する。また、同地域はブルゴーニュ公御用税の総額 8.3 万£.t. のほぼ半分に相当する 4 万£.t. を負担し、ブルゴーニュ公領が 2.1 万£.t. で、他の地方はいずれも 1 万£.t. にも満たない。予想通りと言えるかもしれないが、やはりフランドルの繁栄を再確認する結果となった。以上をまとめると下表のようになる³⁸。

表 1 Bourgogne 公 Philippe le Hardi の平均年収 (1390 年代)

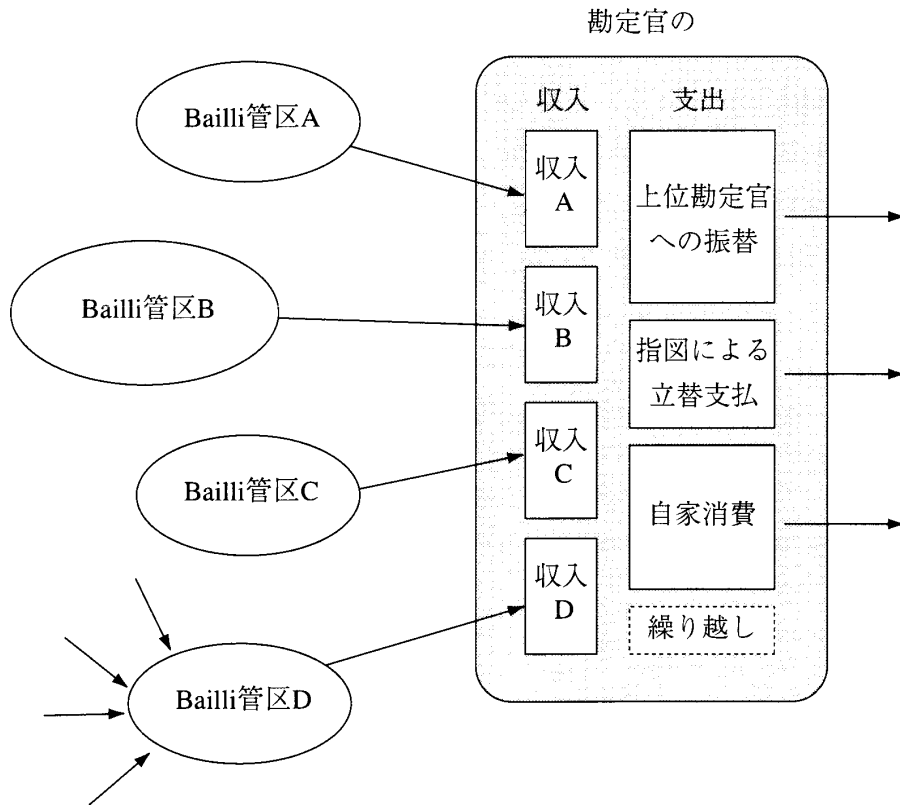
領邦	通常収入		特別収入		合計
	所領収益	普通税	御用税	年金、他	
Bourgogne, Franche-Comté	64.00	50.0	25.40	-	139.40(33.8%)
Nivernais, Champagne, Rethel	21.55	22.5	6.13	-	50.18(12.2%)
Flandres, Artois	155.29	9.0	50.43	-	214.72(52.0%)
Limbourg	7.70	-	0.74	-	8.44(2.0%)
小計	248.54	81.5	82.70	-	412.74
				105.9	105.9
	(47.9%)	(15.7%)	(16.0%)	(20.4%)	
合計	330.0		188.6		518.6

金額単位：1000 Livres Tournois

Van Nieuwenhuysen のあまりに明快な結論だけを借用したので、一体何が問題なのか、と不審に思われるかもしれない。地域別であれ、科目別であれ、要は分類、換算、加算を根気よく繰り返せば入手しうる結論であろう、と。確かにその通りであるが、それを実現するためには、会計期にずれのある各種の勘定簿³⁹を一度バラバラに解体する作業が必要になる。しかも

史料として現存している勘定簿は任意の時点における信用と負債のバランスを記録した会計簿ではない。期末にまとめられた決算報告書であり、しかも記載事項の発生は当該会計期間内とは限らず、数年前に遡る記事も頻繁に含まれる。その上、誰から幾ら受領し、誰に幾ら何のために支払う、という対人記述であり、科目の仕訳は必ずしも明快ではない。つまり、この勘定簿は Prosopographie の基礎台帳としては実に利用価値が高いのだが、財務分析の資料としてはかなり使いにくいという性格を持っている⁴⁰。

ともかく、現前する史料群の記載法を尊重しつつ、まず各勘定官の相関関係の理解を目的として分析を進めれば、支出は自家消費、上位の勘定官への振替、総財務収支勘定官の指図による立替払い、と三種にまとめられる。これを図示すれば次のようになるはずである。



(矢印は資金の流れを示す)

図1

この図は領邦勘定官をモデルとし、仮にバイイ管区を四つ有するものとした。その支出のうち、上位勘定官（つまり、この場合は総財務収支勘定官）への振替は、当然ながら後者（総財務勘定官）の収入の一部になる。また「指図による立替払い」は、本来、上位勘定官が支払い、

自身の支出として計上すべき性格の支出である。このように下位の「振替」を上位の「収入」に、また下位の「立替払い」を上位の「支出」に対応させ、勘定の三層構造を再現すれば、ブルゴーニュ公国の資金環流の全体を把握できることになる。

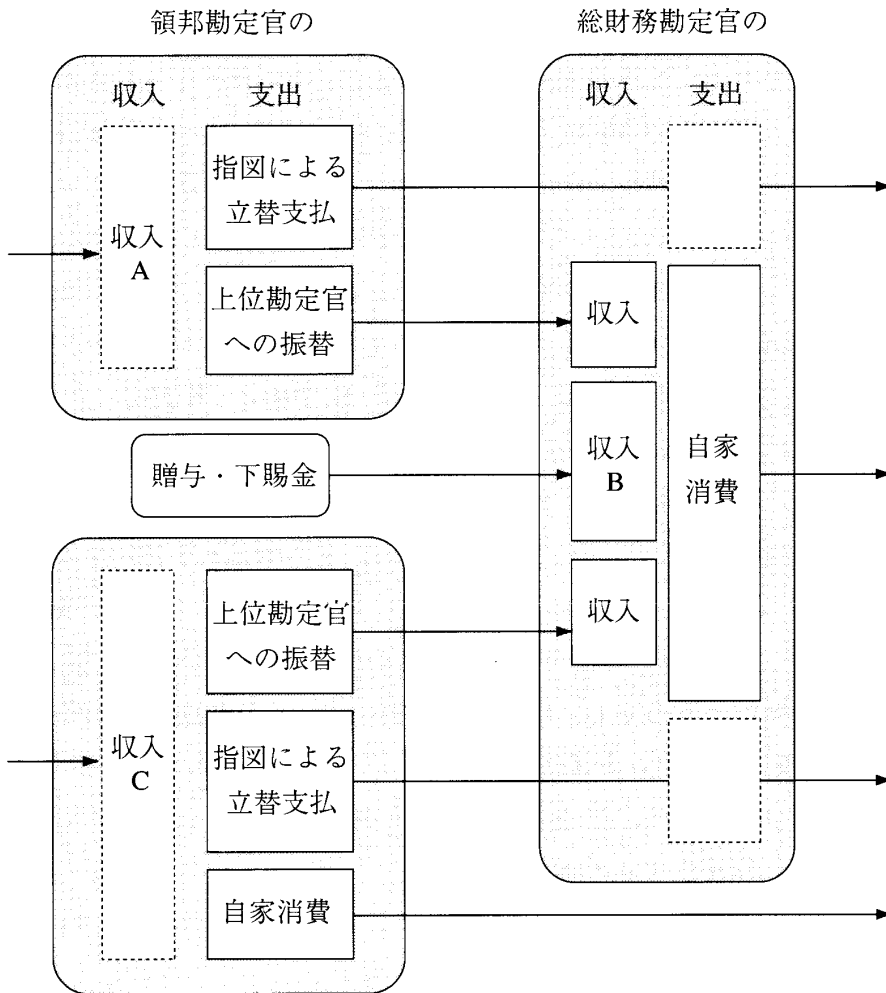


図2

総財務勘定官と二人の領邦勘定官を組み合わせたモデルを図示した。ブルゴーニュ公国の歳入全体とは、史料から出発するという原則を遵守すれば、領邦ごとの総収入と総財務収支勘定官の総収入を加算し、そこから重複分、つまり領邦勘定官から総収支勘定官への振替分を差し引いたものとなる。が、1420年代の場合、総収支勘定の会計期は10月3日に始まり、翌年10月2日に終了する。それに対して、ブルゴーニュの領邦勘定の会計期と、フランドル・アルトワのそれは各々暦年に一致する。そこで、計算方法としては、領邦ごとの勘定簿に記載される

総収入（図2の「収入A」と「収入C」）をまず加算し——つまりこれが通常収入に相当する——そこに総財務収支勘定に直接振り込まれ、計上される特別収入（図2の「収入B」）だけを摘出して加算する、という方法の方が無駄も少なく、容易と思われる。

3.1. 金貨と銀貨

方法上のもうひとつの大きな問題は実体貨幣（特に金貨）の評価、すなわち計算貨幣で表記する際の換算値である。15世紀の初頭の会計文書に現れるのはEcu, Salut, Mouton, Franc, Nobleである（以下、本節の議論は末尾の別表を参照されたい）。問題はこれらが同一の名称を持っていても、発行日と発行者によって、その価値が相当に異なるという点にある。例えば、品質の安定した金貨としてよく知られたイギリスのNobleの価値は1/3 Livre sterlingで、フランスの2 Livres parisisに相当する。ところが、それを模倣して1416年にブルゴーニュ公が発行したNobleは60 gros de Flandres, 約1.45£. par. Fr.である。勘定簿に記載されているNoble金貨がどちらを指しているのか、必ずしも明瞭でない場合がある。つまり研究者の解釈と判断が要求される。もっとも厄介なのはEcu金貨の取扱いであろう。Ecu à la CouronneはCharles VI時代に8回発行されているが、そのうち第2回発行分と第3回発行分だけが完全に同質で、それ以外の発行分は、大きさTaille⁴¹か、純度Titre⁴²か、どちらかが微妙に異なる。が、それにも拘わらず、第1回から第5回までの公定レートCours⁴³はいずれも18 sous parisisに設定された。第6回発行分は24 s. p., 第7回発行分は40 s. p.に変更されるが、その後1421年までは発行者が交替してもEcu金貨は18 s. p.のレートを維持した。1423年1月21日、Charles VIIの第1回発行分からは、それ以前のものとは質的には大差ないはずであるが、公定レートは20 s. p.とされ、以後20 s. p.の時代が続く。

さて1410年代から1420年代半ばまで、ブルゴーニュ公麾下の勘定官たちは収入であれ、支出であれ、しばしば金貨を計算貨幣に翻訳せずに、そのまま記入している⁴⁴。このように金貨が勘定体系から乖離し、別扱いされるのはフランスの通貨不安の影響であり、同時に金に対する絶対の信頼の表現である、と断じてしまえば、無論その通りであり、議論の余地はないのかもしれない。が、この現象を今少し論じてみたい。

ブルゴーニュ公Philippe le Bonの父Jean sans Peurの時代まで、つまり1410年代まで、総財務収支勘定官の多くはブルゴーニュ出身で⁴⁵、決算は通常Livre tournoisで行っていた。しかし時の総財務収支勘定官Guy Guilbautは自身が北方Hesdinの出身であり⁴⁶、また主君Philippeとともに、活動の中心をフランドルから低地地方に置き、南方のブルゴーニュにはほとんど赴くことがなかった⁴⁷。おそらくそのためであろうが、以前の慣習を棄て、フランドル

貨幣を機軸として、フランスの諸通貨をフランドルのそれに換算して表記しようとする傾向を、年を追うごとに強めていく⁴⁸。彼の勘定簿をみると Louis de Male の Vieil Ecu は 30 gros de monnaie de Flandres で一定した評価を与えているが、フランスの Ecu は 40 gros de Fl. から 48 gros Fl. まで種々ある。1 Franc を 33 gros Fl. とすれば 40 から 48 gros とは 19.4 から 23.3 sous parisis に、1 Franc を 32 gros で評価すれば 20 から 24 s. p. となるから、いずれにしても、つまりフランス通貨とフランドル通貨の換算比の変動幅を考慮しても、勘定官は Ecu 金貨に公定レートよりやや高めの評価を与えていたことになる。確かに金貨の質も発行の度に変動してはいるが、銀貨に比べれば、その幅は遥かに小さく、従って相対的には金貨は安定し、信頼を置くに足りたと言いうるであろう。

一方、銀貨の変動は劇的である。Jean II, Charles V の時代も変動幅が大きかったが、ここでは、1410 年代、20 年代だけを問題にする。例えば 1413 年 6 月発行の Gros 銀貨はピエ Pied 29 度⁴⁹、1417 年 5 月発行の第 1 回 Florette 銀貨はピエ 40 度、10 月発行の第 2 回 Florette はピエ 60 度、1419 年 3 月の第 3 回発行分は 96 度となり、1420 年に入ると 128 度 (第 6 回)、160 度 (第 7 回) というものまで現れる。これらはいずれも Charles VI が発行した分であるが、王太子 Dauphin 発行分はさらにすさまじい。1420 年 10 月にはピエ 200 度という第 12 回 Florette を発行し、1422 年 6 月には 1440 度というもの (第 21 回 Florette) まで発行している。ピエ 40 度で純銀 1 marc 当たり 10 Livres tournois に相当するから、1440 度とは 360 £. t. / marc という計算になる⁵⁰。しかもこうした変動は何らかの効果を予想もしくは期待して実行された経済政策の一環として位置づけられる通貨の切り下げではなく、あくまでも恣意的な貶質であり、従って単純に貨幣の内在価値 (つまり購買力) の低下を意味する。

ブルゴーニュ公麾下の勘定官たちはこの激変にいかに対応すべきか、その態度を決めかねたように見える。「銀 1 marc が 9 Livres tournois であったときの Livre で……」あるいは「銀 1 marc が 16 Livres 10 sous tournois であったときの Livre で……」⁵¹ という但し書きをつけて、別々に加算し、そこで終えている。両者の間に何らかの媒介手段を設定して、換算し、総計するという作業は放棄した、ないし中断してしまったのである。良心的な態度であると見なすこともできるのだが、同時に、これは些か奇妙にも思える。つまり勘定機能を担うとされる計算貨幣がその機能を全く果たしていないことになるからである。

一般に中世後期の貨幣制度は複本位制 bimétalisme と定義づけられる。つまり金、銀、どちらかに本位が統一されることなく、並立したという意味である。商行為の決済手段として、あるいは紛争当事者間の和解手段として、金額の多寡に応じて金貨、銀貨は使い分けられたと説明される⁵²。もちろん金銀の交換は可能であり、従って比価 (交換比率) は市場で定まるが、

それを決定するのは市中の流通過程で生じる二種の金属間の需給バランスではない。既述のように、金貨、銀貨、ともに明らかに秤量貨幣の性格を残し、それを発行者自身も市場も是認している以上、その性格が引き起こす実体貨幣の価値変動は、まさに複本位制のゆえに、全く別々生じることになり、両者を関連づけ、比価をある範囲内に収束させるような装置も力も存在していない、ということの意味する。すると問題は究めて素朴な形式に還元される。貨幣が貴金属の属性を免れることができず、また人為的な通貨操作では貨幣価値を制御できない以上、金銀の比価を決定するのは発行済み貨幣から推定される純金と純銀の市中残存総量であるということになる。

仮に15世紀の西欧世界が秤量貨幣しか知らなかったというのであれば、考察はこれで十分であろう。不可解なのは計算貨幣である。一体「計算貨幣」と呼ばれるものは何を計算したのであるか。計算貨幣が貨幣価値の変動に対して積極的に関与した痕跡を認めることはできない。つまり金貨、銀貨の価値変動に対しても、また両者の比価の変動に対しても、計算貨幣はそれらを促進するでもなく、抑制するでもなく、如何なる役割も果たしていない、と言わざるを得ないのである。

ふつう計算貨幣はいわゆる貨幣の三機能の一、価値表象の機能を担うとされるが、本当だろうか。ここで言う価値とは貨幣発行者の信用度を定量化したものではなく、また当該貨幣が主要通貨となっている所与の経済圏の経済活性を定量化したものでもない。あくまでも実際に市場を流通する任意の貨幣、しかも普通は銀貨、を基礎とする素朴な経済価値（購買力）を表象しているにすぎない。しかし如何なる価値であれ、また起源がなんであれ、計算貨幣が本当に価値を「担う」尺度であれば、それは実在性のある程度まで抽象した観念として自立しているはずである。我々はヤード・ポンド法やメートル法の起源を問うことなくそれらを使用する。円やドルについても同様である。長さ、重さ、事物の如何なる属性を計量するのであれ、それぞれの単位系列が何を基礎としていようと、またそれが十進法であろうとなかろうと、系列相互の換算比だけが分かれば十分なのである。ある分量をある単位系列では3単位と計測するが、別の単位系列では20単位としている。このようなデジタル変換の規則性さえ判明であれば、我々はそれ以上を問おうとはしない。ところが今問題にしている計算貨幣は、我々が思い浮かべるこうした「尺度」の観念から明らかに外れている。計算貨幣という命名自体が誤解を招くのだろうが、それはどう考えても「貨幣」ではない。貨幣のいかなる属性も担ってはいないように思われるし、それどころか市中に出回る通貨全体を包括的に算定するほどによく抽象化された尺度ですらない。先に引用したとおり、勘定官たちは計算貨幣で実体貨幣の価値を計るのではなく、逆に絶えず実体貨幣の元である純銀で計算貨幣を定義している。つまり、計算貨幣

とは銀貨の製造体系から派生する数値であり、結局は銀貨の属性を捨象できず、従ってそれを応用すれば加工前の素材を「計量」することもできる一種のインデックス、という性格を些かも超え出るものではない。品質の差異（銀含有量の多寡）を不問にしうる程度に銀貨製造が安定している時、つまり各銀貨のピエ数がほぼ一定である時、大きさ *Taille* だけが異なる大量の銀貨群を効率よく勘定するための手段にすぎないのである。さもなければ、金貨を別扱いとし、それを計算貨幣に換算することをためらう勘定官たちの心情はおよそ理解不能となる。「計算貨幣」とは大量の銀貨を勘定するための便利な計量手段にすぎないと認識するからこそ、ピエ数の甚だしく異なる銀貨が幾種類も併存する時には地金に戻して換算したのであろう。

以上の事実認識を基にして、史料の統一的解釈と計算方法を決定しなければならない。

厳密に言えば、実体貨幣の寿命、耐用年数を問題にしなければならないだろう。多くの研究書は各硬貨の発行総額を等閑視していることが多い⁵³。市中に出回る硬貨が安定した価値を維持しているのであれば、発行総量（=任意の時点における通貨の時価総額）のみを問題にすれば足りるかもしれない。しかし既にみたように、貨幣の発行の度に、その価値が変化しているのであれば、任意の時点において、任意の経済圏の中で流通もしくは退蔵されている貨幣の内価値とは、ある代表値で示される幅のあるものと観念しなければならない。そして、その代表値の時系列変動のグラフは当然ながら同種（ないし同名）の硬貨群の新陳代謝に対応して、幅自体も拡大縮小させながら、上下に揺れ動くはずである。グレシャムの命題を妥当として受容する場合、仮に互いに価値の異なる複数の実体貨幣がそれぞれ相当量、同時に、存在しているとすれば、つまり各貨幣を手にする機会が誰にとっても均等であるとすれば、そのうちもっとも粗悪な貨幣から順に市中に流通していくことになる。仮に貨幣の発行が継続性を欠くとしても、硬貨は10年、20年といった期間は充分使用に耐えうると思われる。すると原理的に言えば、所与の時点における特定名称の貨幣の市場における評価とは、発行者の期待するレートでもなく、また同名貨幣群の加重平均のそれでもなく、最低のそれに等しくなるはずである。それはもっともよく手にするヴァリエーションを基準とするという考え方と事実上等価であり、同じ結果を導くはずである。

以上の考え方を基にして、本稿では勘定簿に換算レートが明記されていない実体貨幣を評価するには、その帳簿作成時点よりも前に発行された同名の貨幣群の中で、最低のそれを使用することにする。

他方、計算貨幣の取扱いであるが、容易に想像されるように、二通りの態度が考えられる。仮に銀貨の変動を直接に反映して、どれほど変動幅が大きかろうと、またその変動リズムがど

れほど速かろうと、公的な切り上げ、切り下げがない以上はあくまでも市場の評価であるから、通貨の内在価値変動は無視して、同一名称で表現された金額はそのまま加算すればよい。まずは名目値を算出することが第一の仕事であり、実質値を求めるのは次の段階である、という考え方は一応は成り立つ。はじめに紹介した Mollat の研究はまさにこの立場に立つ。それに対して、当の勘定官たちがためらったものを強引に計算しても無意味であろう。やはりどこかに基準を定めて、銀地金の価値評価を媒介として、実質値を求めるべきである。という考え方も説得的である。本稿が扱うのは高々 10 年のことでしかない。そこで筆者は両方の計算を試みることとした。後者の計算、つまり実質値を求める場合であるが、その基準は 1426 年末の評価額を採用することとしたい。その理由は総勘定官 Guy Guilbaut の第 8 会計の記載による。これは 1426 年の第 4 四半期のみを扱い、12 月末に締めた変則会計であるが、その末尾の 3 頁で⁵⁴、先立つ数年分の収支決算を行っている。そのため、その僅か 3 頁の中に、多数の貨幣間の換算式が明瞭にされている。つまり、その時点で、Guy はともかく一度決算を行い、財務バランスを確認しようとしたものと判断されるのである。(添付史料参照)

3.2. 通常収入の算出

1420 年代の全ブルゴーニュ公領・伯領収支勘定簿はよく保存され、散佚したのは 1422 年分 (Jean Fraignot の第 6 会計) のみである。会計期はいずれも暦年 1 年間であり、計算と比較が容易である。(表 2 を参照)

表 2 全 Bourgognes 収支勘定 (1420 年代)

勘定官	文書番号	期首	期末	月数	総収入	総支出	「中央」振替分		(x)	x/y
							総財務	宮廷		
Fraignot 第 4	ADO B.1606	1420 jan/1	1420 déc/31	12	512.38	536.90	148.90 ^{*1}	135.91	284.81	53.0
Fraignot 第 5	ADO B.1611	1421 jan/1			279.25	307.37	32.78	1.93	34.71	11.3
Fraignot 第 6	散佚	1422 jan/1			-	-	-	-	-	-
Fraignot 第 7	ADO B.1623	1423 jan/1			97.77	101.91	10.10	20.99	31.09	30.5
Fraignot 第 8	ADO B.1625	1424 jan/1			139.12	129.55	2.52	21.16	23.68	18.3
Fraignot 第 9	ADO B.1628	1425 jan/1			110.58	96.84	0.51	34.48	34.99	36.1
Fraignot 第 10	ADO B.1631	1426 jan/1	1427 fév/28	14	77.78	102.99	1.69	30.37	31.99	31.1
Regnaut 第 1	ADO B.1635	1427 jan/1	1427 déc/31	12	67.45	66.79	32.00	-	32.00	47.9
Regnaut 第 2	ADO B.1639	1428 jan/1			79.39	74.98	34.54	-	34.54	46.1
Regnaut 第 3	ADO B.1643	1429 jan/1			76.78	79.64	35.86	-	35.86	45.0

ADO B. : Archives Départementales de la Côte d'Or, Série B.

金額単位 : 1000 Livres Tournois

*1 : Jean de Noident (Guy Guilbaut の前任者) への振替分 8594 francs を含む。

1420年と1421年の会計が異常に膨張しているように思われるが、これは計算貨幣 Livre tournois の価値下落によるものである。1 gros を 20 deniers tournois とするもの、5 d.t. とするもの、2.5 d.t. とするもの、三種が並行使用されている⁵⁵。周知のように、本来は第1の換算率のほずで、従って第1の tournois 貨幣に統一しているが、既にこれを faible monnaie と記載している。1423年以降は bonne monnaie と称して、第3の換算比で算出、統一している⁵⁶。つまり計算貨幣の内在価値を8倍とし、従って額面が8分の1になるようなデノミネーションを行ったと理解すればよい。丁度、この計算貨幣の変更期にあたる1422年の勘定簿 (Jean Fraignot の第6会計) が散佚したのは偶然であろうが、その詳細を直接確認できないのは、やはり残念としか言いようがない。仮にすべてをこの「良貨」で勘定すると、1420年の歳入は6.4万£.t.⁵⁷、1421年のそれは4.3万£.t.⁵⁸となる。既述のように、フランスの計算貨幣の変動が激しいので、経年変化の分析や、他の領邦との比較は難しいが、まず表の分析から言えることは1423年から25年までの3年間の収支は約10万£.t.から14万£.t.の間、1426年以降のそれは約6万£.t.から8万£.t.の間にあり、1420年代の前半と後半では明らかな相違が認められる。しかし帳簿を詳細に見ても突出した項目はない。1426年まで (特に1425年と26年) は総財務収支勘定への振替分は非常に少ないように見える。この時期には宮廷財務部への振替の方がむしろ多く2万£.t.から3.5万£.t.を計上している⁵⁹。1426年末に宮内府規定令が発せられ、同時に宮廷財務部が廃止された⁶⁰。以降は総財務官が宮廷財務官を兼任することになる。いずれにせよ、既述のように、帳簿は対人記載であるから、1426年分までは両者の合計を考察する必要がある。すると、表から判断する限り、毎年3万£.t.から3.5万£.t.程度を「中央」への振替額の目安にしていたように思われる。1424年は収支総額に比して「中央」振替が少額で、従ってその比率も低くなっている (18.3%) が、26年までは30%から36%、27年以降は45%から48%という率になった。ブルゴーニュの地方性を考えた場合、貨幣さえ安定すれば、多少の季節変動はあろうが、経済は全体としては穏やかに循環すると考えられるので、その特性を素直に反映していると理解される。なお領邦勘定官が総財務勘定官に負うべき財務上の義務に言及した論考は見あたらない。

他方、1420年代の全フランドル・アルトワ収支勘定の帳簿は6冊のみ現存している。

表3からも明らかなように、全体にやや不規則である。領邦勘定官 Barthélemy le Vooght の第2会計は1420年2月6日で締めているが、収入の部は事実上1419年分を記録している⁶¹。つまり1420年から1422年9月14日までの2年9ヶ月は空白 (空席? 不詳) である。また続く勘定官 Gautier Poulain の第1会計は1422年の第4四半期だけ、第4会計は1425年と26年の2年分であり、1428年から1431年までの4年分を扱っているはずの代6、第7、及び第8

表3 全 Flandres-Artois 収支勘定 (1420 年代)

勘定官	文書番号	期首	期末	月数	総収入	総支出 (y)	Guy振替分 (x)	x/y (%)
Le Vooght 第2	ADN B.4091	1418 jun/24 (空白)	1420 fév/6	19	268.40	261.10	0.00	0.0
Poulain 第1	ADN B.4092	1422 sep/15	1422 déc/31	3.5	12.62	14.75	4.28	29.0
Poulain 第2	ADN B.4093	1423 jan/1	1423 déc/31	12	120.76	120.65	67.71	56.1
Poulain 第3	ADN B.4094	1424 jan/1	1424 déc/31	12	150.66	171.58	111.96	65.3
Poulain 第4	ADN B.4095	1425 jan/1	1426 déc/31	24	334.26	324.42	228.52	70.4
Poulain 第5	ADN B.4096	1427 jan/1	1427 déc/31	12	172.03	162.14	89.17	55.0
Poulain 第6-8	散佚							
Poulain 第9	ADN B.4097	1432 jan/1		12	244.63	223.29	12.91 ^{*1} (92.91) ^{*2} (105.82) ^{*3}	5.8 (47.4)

金額単位：1000 Livres Parisi de 20 gros de la Monnaie de Flandre

*1：Guy Guilbaut への1428年の振替分

*2：Jean Abonnel への振替分

*3：上記*1と*2の合計額

の三会計が散佚した。結局、1420年代に限って言えば、フランドル・アルトワの領邦収入を算出しようのは1423年から27年までの5年間ということになる。第4会計は2年分であるから、単純に二分してみると、歳入が16.7万 Livres parisis de Flandres⁶²、歳出が16.2万£.p.Fl.となり、前後と見比べて妥当な額であると考えられる。さて、この毎年12万£.p.Fl.から17万£.p.Fl.の間で推移した会計の中に、総財務勘定官 Guy Guilbaut への振替分が占める比率を指摘しておきたい。1422年の変則的な第1会計を別にすれば、1423年以降は、毎年、支出合計の50%以上を Guy Guilbaut へ振り替えている。特に1425年、26年の2年間の振替額は70%に達する。1422年分を含めて、1427年までの5年間超の各勘定の支出合計は79万£.p.Fl.を超えるが、その63%に相当する50万£.p.Fl.を総勘定官 Guilbaut へ渡したことになる。実質的には必要経費を除く全額を振り替えていると言っても過言ではないだろう。

この年平均10万£.p.Fl.、つまり5万 Livres de 40 gros de Flandres⁶³という額はこの時期の総財務勘定の平均歳入を17万£. de 40 gros de Flandresとすれば、30%に相当し、やはり1420年代もフランドルの貢献度は圧倒的であると言わざるを得ない。

3.3. 特別収入の算出

総財務収支勘定官 Guy Guilbaut が残した10期に渡る勘定簿はすべて現存している⁶⁴。ただ

し、ここでは、まずブルゴーニュ公国全体の歳入を算出することを目的とするので、この勘定系列の総収入を提示し、その分析をすることは煩瑣になるだけで、あまり意味がないように思われる。そこで、各領邦の勘定には記載されず、総収入勘定に直接に振り込まれる金額、つまり特別収入（御用税と国王からの下賜金および様々な献金）のみを抽出することにした。

1420年5月21日、国王諮問会ならびにパリ高等法院の立ち会いの下で作成・締結されたトロワの和約によって、三者、すなわち新ブルゴーニュ公 Philippe, フランス王 Charles VI, およびイギリス王 Henry V, の関係が根本的に変化したわけではない⁶⁵。それゆえ、Philippe は父 Jean や祖父 Philippe le Hardi と同様に、自らの軍事行動の多くはフランスのためであるとして、その費用をフランス王に支払わせている（例えば、1420年4月のトロワ遠征のために1万 Francs⁶⁶, 1421年コンピエーニュ戦のために約1.2万 Ecus を受領⁶⁷）し、1421年にフランスの財務行政がパリのイギリス人政府の管理下に入っても、彼の個人年金（月額3000 Francs）に何ら変化はなかった⁶⁸。

諸都市に対する態度も根本的には変化がなかったと言える。例えばフランス王からもブルゴーニュ公からも一定の距離を保とうとする Tournai は1421年、6000 Ecus を Philippe に献金し⁶⁹, その見返りとして商業特権などの認可を得ている。

1420年代に限って言えば、御用税 Aides はなお補完的であり、主たる財源とはなっていない。ブルゴーニュでは1422年に3.6万 Livres tournois, 1423年から25年までの3年間、毎年2万 £.t., 従って累計でも9.6万 £.t. でしかない。アルトワは1420年から1427年まで、22年以外は毎年1.4万 £.t. を納税し、累計額はブルゴーニュとほぼ同額の9.8万 £.t. である。それに対して、フランドルは1422年と26年に各10万 Ecus, 28年に4万 Ecus, つまり三度で24万 Ecus に上る額を負担した。この Ecu を42 gros de Flandres, 1 Livre tournois を36 gros として計算すると、24万 Ecus とは28万 £.t. に相当する。合計額で見れば、フランドルはブルゴーニュやアルトワの三倍の寄与をしたことになる⁷⁰。

1428年に Hainaut と Holland が、1430年からは Brabant が Philippe の領邦に加わるので、1420年代の収入と、1430年以降のそれとの単純な比較はできなくなるが、それでもフランドルの寄与は突出している。ちなみに1428年から1466年まで39年間の累積を考えると、その間の御用税総額は650.6万 Livres de 40 gros de Flandres である（従って単純年平均16.7万 £.）が、そのうち34.7%に相当する225.8万 £. をフランドルが、27.8%に相当する180.8万 £. をホーラントが負担し、ブラバントが108.0万 £. (16.6%) で第3位、ブルゴーニュは僅かに41.6万 £. (6.4%) にすぎない⁷¹。(表4)

表4 Bourgogne 公の領邦別 Aides 徴収額 (1420 年代)

	Bourgogne (%)		Flandres (%)		Artois (%)		Hainault (%)		Holland (%)		合計
1420 年					11.55	100.0					11.55
1421 年					11.55	100.0					11.55
1422 年	29.70	22.0	105.00	78.0							134.70
1423 年	16.50	58.8			11.55	41.2					28.05
1424 年	16.50	58.8			11.55	41.2					28.05
1425 年	16.50	58.8			11.55	41.2					25.05
1426 年			105.00	89.3	12.55	10.7					117.60
1427 年					11.20	100.0					11.20
1428 年			42.00	34.4			30.00	24.6	50.00	41.0	122.00
1429 年									50.00	100.00	50.00

VAUGHAN, R. *Philip the Good*, London, 1970. p.262 より作成。

金額単位：1000 Livres de 40 gros de Monnaie de Flandre

換算式は以下の通りとした。

- ・ Livres tournois= 33 gros de Flandre (1425 年まで), 36 gros de Fl. (1426 年), 32 gros de Fl. (1427-32 年)
- ・ Livre parisis de Flandre = 20 gros de Flandre
- ・ Escu = 42 gros de Flandre
- ・ Escu hollandais = Clinquant = 40 gros de Flandre

3.4. 総収入, 比較

以上の考察を総合し、既述の方針に則ってブルゴーニュ公国全体の歳入をまとめれば表5のようになろう⁷²。

既述のように、ブルゴーニュの史料は計算貨幣の変更期に当たる1422年分が、フランドル・アルトワの史料は数年分が散佚してしまったので、信頼できる数値は1423年から27年までの5年分となる。特にフランドル・アルトワの史料欠落の影響は大きい。現存する史料だけを利用して、勘定記録を失った年の総収入まで推定する、というのはあまりに無謀であろう。例えば、領邦収入の50%が総収支勘定に振替えられたと仮定して、総収支勘定簿に記載された額を2倍にする、といった方法を採用にしても、その50%という数値には如何なる根拠もない。先の分析から平均値を算出し、傾向を論じることは可能だが、確立統計的「推定値」を算出するにはあまりにデータが少なすぎる。こうした方法では、無視し得るほどに誤差が小さく、従って有意な、推定値を入手し得るとは、とても考えられないのである。

さて、表からも明らかのように、1423年から27年までの5年間の歳入は18.5万 Livres de 40 gros de Monnaie de Frandres (1423年) から32.7万£. (1427年) まで、かなりの幅がある。一応、単純年平均を算出してみると25.16万£.という値になる。そのうち通常収入は16.0万£. (構成比63.6%)、献金その他4.9万£. (同19.5%)、御用税4.3万£. (同16.9%)、という値を

表5 Bourgogne 公 Philippe le Bon の年収 (1420 年代)

	通常収入		特別収入		合計
	Bourgogne	Flan. & Art.	献金、他	御用税	
1420 年	53.11 ^{*1}	(56.30) ^{*4}	4.22	11.55	-
1421 年	35.47 ^{*2}	(102.32) ^{*5}	18.96	11.55	-
1422 年	(8.67) ^{*3}	(49.50) ^{*6}	2.97	134.70	-
1423 年	80.66	60.38	16.39	28.05	185.48
1424 年	114.77	75.33	16.55	28.05	234.70
1425 年	91.23	83.57 ^{*7}	10.11	28.05	212.96
1426 年	70.00	83.57 ^{*8}	26.62	117.60	297.79
1427 年	53.96	86.02	175.77	11.20	326.95
1428 年	63.51	(77.74) ^{*9}	7.67	42.00 ^{*10}	-
1429 年	61.42	-	-	- ^{*11}	-
平均 ^{*12}	82.12	77.77	49.09	42.59	251.58

金額単位：1000 Livres de 40 gros de Flandres

*1 および *2：比較のため、Bonne Monnaie に換算後、フランドル通貨に再換算。換算式は表 4 を参照

*3、*4、*5、*6 および *9：原史料散佚のため、総財務収支勘定の記載額を記入。

*7 および *8：1425 年と 26 年 (ADN B.4095) の二年分の収入を二分。

*10 および *11：Holland および Hainaut の Aides は含まない。

*12：1423 年から 27 年まで 5 年間の算術平均。

得る。

同名の祖父 Philippe le Hardi の晩年 (1390 年代) の平均年収入は 51.9 万 Livres tournois であった。この当時発行された銀貨のピエ数は 27 度。Miskimin の研究によれば、1395 年の純銀価格は 7.05 £.t./ marc である⁷³。「良貨」への切り替え (額面を 8 分の 1 にするデノミネーション) があった 1422 年のそれは 112.48 £.t./ marc であった。つまりデノミ直前には、純銀価格が 16 倍になっていたことになる。それ以降は比較的安定し、1420 年代半ばに発行されている銀貨のピエ数は 40 度から 48 度で、Miskimin は 1426 年の純銀価格を 10.72 £.t./ marc としている。従って、まず純銀の価値が不変であると仮定すれば、1390 年代半ばの 51.9 万 £.t. とは当時の純銀で約 7.36 万 marcs に相当する。1420 年代であれば等量の純銀は 827.85 万 £.t. の価格をつけられる。それを「良貨」へ換算するために 8 分の 1 にすると、103.5 万 £.t. になる。さらに 1 £.t. を 33 gros de monnaie de Flandres として換算すれば、85.3 万 Livres de 40 gros という額を得る。

Flandres 通貨は 1410 年には 25% 切り上げたが、1418 年には約 14.285% (旧貨 6 に対して新貨 7 の比) 切り下げているので、1410 年以前の通貨価値を 100 とすれば、1418 年以降の nouvelle monnaie のそれは 107 となる⁷⁴。この指数を利用して上記の 85.3 万 £. de 40 gros を調整す

ると、約 79.8 万£. となる。すると 1420 年代の Philippe le Bon の歳入は最高でも 32.7 万£., 単純平均 25 万£. であるから、祖父の収入の半分にも満たないという結果になる。通貨価値変動を十分に考慮した以上、これはブルゴーニュ公の収入が実質的に激減した、と判断すべき事態なのだろうか。

今、問題にしている 1420 年代には Philippe le Bon の所領は、その父や祖父と比べて大きな変化がなく、拡大も縮小もしていないはずである。が、それにも拘わらず、その収益を金額ベースで比較することは難しい。1390 年代の通常収入 33 万£.t. は上記の換算手をすれば、1420 年代の 50.7 万£. de 40 gros に相当するはずである。しかし 1420 年代の実際の通常収入は、最大でも 19 万£. (1424 年) でしかない。平均は上述のとおり、16.0 万£. になるが、この平均値は 1424 年の 19 万£. という値が引き上げていると考えられる。それ以降は減少傾向にあるから、実際には 13 万£. から 15 万£. 程度で推移したと考えられる。しかし 1440 年代の予算分析を行った Arnoud の研究は 1445 年の通常収入を 19 万 Livres de 40 gros としているから⁷⁵、その額と比較しても、筆者の得た 1420 年代の数値が大きな誤謬を含んでいるとは思われない。

おそらく純銀の価値そのものは不変であるとした前提が間違っているのであろう。実際に採掘され、硬貨となって市中に出回っていった銀の総量を考えてみると、1390 年代の後半 5 年間の累積発行高は 6356 Marcs, 時価総額にして 4.8 万 Livres tournois である。他方、1423 年から 1427 年の 5 年間では、総発行高が 15.1 万 Marcs, 金額にして 140 万£.t. を超える。30 年間に通貨供給量は純銀換算で 24 倍に、時価総額で 30 倍に膨張したことになる⁷⁶。この大量の銀供給をどのように計量するにしても、それに見合うように一般消費財の供給が順調に増大していくとはまず考えられない。結果的に市場のバランスを崩壊させ、体感的には物価の暴騰という現象を引き起こしたのであろう。当然ながら、銀の価値自体も、財に比して、大幅に下落したと考えざるを得ないのである。つまり、金額タームではなく、実物でなければ通貨危機をはさんだ二つの時期を比較することは不可能なのであろう。

そこで視点を変えて、各科目の構成比を検討してみる。すると、総収入に対して通常収入が 63.6 % という構成比は 1390 年代のそれと全く同一であるし、御用税 16.9 % も同一と見なしうる。国王からの年金、その他の下賜金が滞っているとはいえ、それに代わって各都市参事会や教会参事会からの献金などが 19.5 % を占めている。詳細に見れば、確かに問題はある。例えば御用税は 1426 年の 11.7 万£. (39.5 %) が平均値を引き上げていることは明瞭であり、他の年は 10 % にも満たない。が、本来、御用税とは緊急かつ臨時の現金需要を賄う手段であり、少なくともこの時点では、定常的財源とはなっていないことが確認できればよからう。従って、1420 年代の Philippe le Bon の収入は、その祖父の治世と比較すると、額面では大幅に減少し

たように見えるが、構成上は根本的に変化しなかったと断言できる。もちろん収入が構造化されているという分析結果だけでは、財政が健全であるとも、そうでないとも、どちらとも言えない。が、激しい通貨危機を経て、金額という尺度が大きく狂ってしまった後でも、収入科目のバランスが大きく崩れることはなかったという事実には、やはり注目すべきであるし、それは「安定」という言葉でしか表現し得ないように思われる。収入面から判断する限り、額面だけを見て、Philippe le Bonの財政が、その治世初期に極端に悪化していたと、結論づけることは早急にすぎるであろう。

4. 終わりに

好むと好まざるとに拘わらず、財政を論じるのであれば、必然的に定量分析を究めなければならぬ。我々現代人が慣れ親しんでいる勘定記録の方法とはかなり異なる様式で残された記録を、我々が理解し得るように「翻訳」し、整理して、提示することが必要になる。そのための方法と技術の議論に多くの紙幅を費やすことになり、結果として史料論の域を出ずに終わってしまった。

どのような文明においてであれ、財政を論ずるとは、要するに政府ファクターの消費と投資、およびその源泉、さらに両者のバランスを詳細にすることに他ならない。従って、まず収入面、すなわち税体系の制度的側面と定量的側面を明らかにすることから始めて、次いで当該活動主体の直接経営の実態、借入金の方法と程度などを順に明らかにし、さらに通貨政策へ言及する。しかる後にそのような定期的収入の用途、つまり消費と投資の分野と程度、あるいは繰り越し、へと議論を進め、所与の経済圏全体の動態を考察していくのが順序であろう。拙論はそのなにかしかを論じたであろうか。試論としての手順を踏むことが必要とはいえ、やはり内心忸怩たるものがある。

拙論で取り上げたブルゴーニュ公のように、相続、賠償、購入といった様々な事情のために、広大な空間に所領が散在するという支配形態は決して珍しいものではない。ただ前近代の世界においては、そのような支配の全体像を財政面から把握しようにも、史料がそれを許さなかった、というのが実情であったと思われる。既に十分に述べたように、ブルゴーニュ公の勘定簿はその全体の再現を可能にする十分な質と量を備えている。ところが、今度はその「全体」に囚われすぎて、踏査すべき膨大な史料群を前にし、加えてあの多種多様な勘定法に幻惑され、腕を拱き、そしてひっそりと立ち去った研究者も多かったのではないかと思われる。繰り返すが、ここに提示したものは一つの試論、ないし序説にすぎず、多く方法上の主張を含む。様々

な問題提起と主張とが互いに齟齬を来すことなく、統一ある解明装置として事実を照らし出す一助になっているならば、それでよしとしたい。

昨年、ウェーバー社会学の敷衍と言うだけではない、新しい視点を導入して支配を論じた研究が現れた⁷⁷。本稿がそのような研究と表裏一体をなし、互いに補完し合うものとなっていることを期待したい。

註

1. 比較的最近の論文集であるが BLOCKMANS, Wim and GENET, Jean-Philippe gen.-eds. *Series: The Origins of the Modern State in Europe, 13th–18th Centuries*. の一冊として BONNEY, Richard ed.; *Economic Systems and State Finance*. Oxford, 1995. がある。近代成り期の国制や社会・経済の研究は決して廃れたわけではないと信じる。
2. KANAOKA, Takemi, “L’Organisation et l’enregistrement des messageries du Duc de Bourgogne dans les années 1420”, *Revue du Nord*, t. 76 (1994), pp. 275–298.
3. 古典的なものとしては DUPONT-FERRIER, E. Gustave; *Etudes sur les Institutions financières de la France à la Fin du Moyen Age*. 2 vols, Paris, 1930–32. rép. Genève, 1976. Id.; *Nouvelles Etudes sur les Institutions financières de la France à la Fin du Moyen Age*. Paris, 1933. rép. Genève, 1976.
4. BRUCHET, Max; *Répertoire Numérique des Archives Départementales du Nord, Série B*, 2 vols et 1 tables. Lille, 1931. BRUCHET, Max, DESPLANQUE, DEHAISNES, & J. FINOT; *Inventaire Sommaire des Archives Départementales du Nord, Série B*, 8 tomes en 10 vols, Lille, 1872–1906. ROSSIGNOL, Claude et GARNIER, éds.; *Inventaire Sommaire des Archives Départementales de la Côte-d’Or, Série B*, 6 tomes, Dijon, 1863–1894. GACHARD, Louis-Prosper; *Inventaire des Archives de la Chambre des Comptes*. t.I, II, et III. Bruxelles, 1837, 1845 et 1851.
5. 代表的なものに限定するが、例えば LAMEERE, Eugène; “Essai sur l’origine et les attributions de l’audiencier dans les anciens Pays-Bas”, *Revue de l’Université de Bruxelles*. t.I (1895–1896), pp.607–680. Id.; *Le Grand Conseil des ducs de Bourgogne de la maison de Valois*. Bruxelles, 1900. RIANDEY, Paul; *L’organisation financière de la Bourgogne sous Philippe le Hardi*. Dijon, 1908. ANDT, Edouard; *La Chambre des Comptes de Dijon, à l’époque des Ducs de Valois*. Paris, 1924. VAUGHAN, Richard; *Philip the Bold*. London, 1962. pp. 113–150. COCKSHAW, Pierre; “Les Cédules du sceau de l’audience (1437–1477). Etude diplomatique”, *Revue belge de Philologie et d’Histoire*, 46 (1968), pp. 455–467.
6. Prosopographie の適当な訳語が思い浮かばないので、そのままにした。説明は不用と思うが、万一、不案内であれば POWELL, James M. ed.; *Medieval Studies. An Introduction*. 2nd ed. NY, 1992. の第5章 Georges BEECH による “Prosopography”, pp. 185–226 を参照されたい。明快な知見を得られる。一般的で、しかも本稿に関係するものとしては DUPONT-FERRIER, G.; *Gallia Regia ou Etat des officiers Royaux des Bailliages et des Sénéchausées de 1328 à 1515*. 7 vols. Paris, 1942, ブルゴーニュ公の宮廷人に関するものとしては COCKSHAW, Pierre; *Le personnel de la Chancellerie de Bourgogne-Flandre sous les ducs de Bourgogne de la Maison de Valois (1384–1479)*. Courtrai, 1982. BARTIER, John; *Légistes et Gens de Finances au XV^e siècle. les conseillers des Ducs de Bourgogne Philippe le Bon et Charles le Téméraire*. Bruxelles, 1956. CARON, Marie-Thérèse; *La Noblesse dans le Duché de Bourgogne 1315–1477*. Lille, 1987.

7. DIEUDONNE, Adolphe; “La monnaie royale depuis la Réforme de Charles V jusqu’à la restauration monétaire par Charles VII”, *Bibliothèque de l’Ecole de Chartes*, t.LXXII et LXXIII. DUBOURG, Françoise; “Le Monnayage des ducs de Bourgogne (1363–1477)”, *Positions des Thèses de l’Ecole des Chartes*. 1957. DUMAS-DUBOURG, Françoise; *Le Monnayage des ducs de Bourgogne. Séminaire de Numismatique Marcel Hoc. Numismatica Louaniensa* 8. Louvain-la-Neuve, 1988. SPUFFORD, Peter; *Handbook of medieval exchange*. London, 1986.
8. 教科書的ではあるが FURNIAL, Etienne; *Histoire monétaire de l’Occident médiéval*. Paris, 1970. BELAUBRE, Jean; *Histoire numismatique et monétaire de la France médiévale de la période carolingienne à Charles VIII*. Paris, 1986. SPUFFORD, Peter; *Money and its Use in Medieval Europe*. Cambridge U.P. 1989.
9. DE ROOVER, Raymond; *Money, banking, and credit in Medieval Bruges*. Cambridge, 1948. Id.; *The Rise and Decline of the Medici Bank 1394–1494*. Cambridge, 1963. MISKIMIN, Harry A.; *Money and Power in Fifteenth-Century France*. London, 1984. DAY, John; *Monnaies et Marchés au Moyen Age*. Paris, 1994.
10. MOLLAT, Michel; “Recherche sur les finances des ducs Valois de Bourgogne”, *Revue Historique*, t. 129 (1958), pp. 285–321.
11. MOLLAT, Michel et FAUREAU, Robert. éd.; *Comptes généraux de l’Etat Bourguignon entre 1416 et 1420*. 5 vols. Paris, 1965–1976. Recueil de huit comptes inédits: les 7° et 8° comptes de Jean de Noident (Archives Départementales de la Côte-d’Or B. 1601 et B. 1603), le 1° compte de Guy Guilbaut (Archives Départementales du Nord B. 1920), les 2°, 3° et 4° comptes de Jean Faignot (A.D. de la Côte-d’Or B. 1594, B. 1598 et B. 1606) et les 1° et 2° comptes de Berthelemi le Vooght (A.D. du Nord, B. 4090 et B. 4091). 以下、本稿では Archives Départementales de la Côte-d’Or を ADO, Archives Départementales du Nord を ADN と略記する。
12. 周知のように「フラン franc」は本来は 1360 年 12 月に発行された金貨 (Taille: 63, Titre: 24K, Cours: 1*l.t.*) の名称で、後にフランス王国の代表的計算貨幣リーブル・トゥルノワ Livre Tournois の同義として使用されるようになったものである。本稿で扱うブルゴーニュ公の勘定簿でも、多くは後者の意味で使用されている。が、上記フランス金貨を模倣して、フランドル伯 Louis de Male が製造したフランドル製の franc 金貨、また 1422 年 9 月に Charles 七世の下で製造された franc 金貨、の意味でも使用される。
13. Mollat, M.; *Comptes Généraux*, vol 1. Introduction, p.XL. 正確に言えば、原文は「四世代を通じて平均的な数値を採る」と表現している。
14. *ibid.* pp. XL-XLII.
15. ADN B.1920, fos.23R°-24V°.および MOLLAT, M. *op. cit.* vol 1, pp. 259–260.など。
16. M. BRUCHET 他、編集の ADN の所蔵目録 *Inventaire Sommaire* ...には収支勘定ごとの総収入と総支出が livre tournois で記載されている。MOLLAT が作成した一覧表には、この tournois 建ての数値が散見される。
17. COCKSHAW, Pierre; “Comptes Généraux de l’Etat Bourguignon. A propos d’un livre récent”, *Revue Belge de Philologie et d’Histoire*, t.45 (1967), pp. 484–493.
18. 発表順に VAN NIEUWENHUYSEN, Andrée; “Comptes de la recette générale de toutes les finances. Rapport établi à la suite du dépouillement du compte du 1er juin 1383 au 1er juin 1384. (Arch. Dépt., de la Côte-d’Or B. 1461)”, *Bulletin de la Commission Royale d’Histoire*, CXXVI (1960) 1er liv. pp. xxvii-xxxi. Id.; “L’organisation financière des Etats du duc de Bourgogne, Philippe le Hardi”, *Recherches sur l’Histoire des Finances Publiques en Belgique*. t. 1. pp. 215–247. Bruxelles. 1967. Id.; “Documents relatifs à la Gestion

- des finances de Philippe le Hardi, duc de Bourgogne et comte de Flandre (1384–1404)”, *Bull. Comm. Roy. His.*, CXLVI (1980), pp. 69–312. Id.; *Les Finances du Duc de Bourgogne Philippe le Hardi (1384–1404). Economie et Politique*. Bruxelles, 1984. Id.; *Les Finances du Duc de Bourgogne, Philippe le Hardi (1384–1404). Le montant des ressources*. Bruxelles, 1990. また、この Van Nieuwenhuysen の研究を時期的に補うものとして RAUZIER, Jean; *Finances et Gestion d’une principauté au XIV siècle. Le Duché de Bourgogne de Philippe le Hardi (1364–1384)*. Paris, 1996. が昨年出版された。ただし表題からも明らかなように Bourgogne 公領に限定して論じている。
19. SPUFFORD, Peter; *Monetary Problem and Policies in the Burgundian Netherlands, 1433–1496*. Leiden, 1970.
 20. ARNOULD, Maurice A.; “Une estimation des Revenus et des dépenses de Philippe le Bon en 1445”, *Recherches sur l’histoire des finances publiques en Belgique, t.III*. Bruxelles, 1974. pp. 131–219.
 21. SORNAY, Janine; “Les Etats prévisionnels des finances ducales au temps de Philippe le Bon”, 109° *Congrès national des Sociétés Savantes. Dijon 1984. Section d’Histoire médiévale et Philologie. t.II Etudes Bourguignonnes. Finances et vie économiques dans la Bourgogne médiévale*. Paris, 1987.
 22. DUBOIS, Henri; “Naissance de la fiscalité dans un Etat princier au Moyen Age: l’exemple de la Bourgogne”, *Genèse de l’Etat Moderne. Prélèvement et Redistribution. Actes du Colloques de Fontevraud*. 1984. éd. par GENET, Jean-Philippe & LE MENE, M. Paris, 1987.
 23. 1995年9月末のことであるが、Blockmans が指導した学生による対象時期を絞った未発表学位論文は数点あると、彼自身から話を聞く機会があった。
 24. 些細なことかもしれないが、かつて筆者は財務官 Trésorier と勘定官 Receveur は同一職で、時期により呼称が異なるにすぎないと理解していた。史料上、しばしば同一人物が二様に記載されていたからである。そのために拙論「十五世紀初頭ブルゴーニュ宮廷の伝令に関する考察」『西洋史学』第162号(1991) pp. 18–32. では Receveur general に「総財務官」「一般財務官」といった訳語を与えた。しかし Lameere, Vaughan など代表的研究者は、本来異なる二つの職をひとりの人物が兼任することがあると解釈しているが、その点に論争史はないようである。どちらかと言えば、筆者は「始めに人ありき」と言う立場に与したいが、無用の混乱は避けたい。そこで本稿では、この区別を前提とした解釈に従い、同時に訳語も改めることにした。ブルゴーニュ公の組織構成原理に関しては別稿で言及したことがある。KANAOK, T.; “Les Messagers du Duc de Bourgogne au début du XV^e siècle” *Journal of Medieval History*, vol. 21 (1995) pp. 195–226. を参照されたい。
 25. 本節は主として LAMEERE, E.; *Le Grand Conseil...* および VAUGHAN, R.; *Philip the Bold*. によった。註5を参照。
 26. 会計院の設立に関しては、1386年2月15日付けの設立勅書の同時代コピーが現存している。BONENFANT, Paul dir.; *Ordonnances de Philippe le Hardi, de Marguerite de Male et de Jean sans Peur, 1381–1419*. t.1. Bruxelles, 1965. pp. 143–145. BARTIER は会計監査官は財務官僚の経歴の頂点であると言う。BARTIER, J.; *op. cit.*, p. 65.
 27. VAUGHAN, R.; *John the Fearless*. London, 1966. pp. 123–124.
 28. Paris の Institut Historique Allemande の所長 Werner PARAVICINI と研究員 Holger KRUZE を中心として、ブルゴーニュ宮廷の主たるメンバーの Prosopographie の企画が進行中である。周知のようにパリの Institut Historique Allemand は 1958 年に創設され、1960 年代は K. F. Werner の指導下にあった。1973 年に創刊された *Francia* はこの Institut が発行する。
 29. HULIN, G.; “Guy Guibaut, conseiller, trésorier et gouverneur-général de Toutes les Finances de Philippe le Bon, et premier maître de la Chambre des Comptes de Lille”, *Bulletin de la Société d’Histoire et*

- d'Archéologie de Gand*, t.19 (1911), pp. 329–341. M. MOLLAT; *Comptes Généraux...*t. 1, p. xxxiv. GRUBEN, Françoise de; *Les Chapitres de la Toison d'Or à l'Epoque bourguignonne* (1430–1477). Louvain, 1997. pp. 29–30.
30. VAN NIEUWENHUYSEN, Andrée; *Les Finances du Duc de Bourgogne, Philippe le Hardi* (1384–1404). *Le montant des ressources*. Bruxelles, 1990. pp. 161–175.
31. VAN NIEUWENHUYSEN, Andrée; “Le Transport et le Change des Espèces dans la Recette générale de Toutes les Finances de Philippe le Hardi”, *R. belge Phil. et His.*, t. XXXV (1957) pp. 55–65. p. 63.
32. Id.; *Les Finances ... Le Montant*. pp. 180–181, et 188–189.
33. 念のために記しておくが、三種の税とは取引税 5%, ブドウ酒税 25%, 塩税 10–24% の王税のことである。
34. この Aides は地域代表の同意を必要とする古来の直接税のことである。
35. この 10 万 Livres という額は POCQUET DU HAUT-JUSSE, B.-A.; “Dons du roi aux Grands feudataires, les Ducs de Bourgogne”, *Revue Historique*, t. 183 (1938) pp. 297–304. とよく一致する。
36. 既述の Mollat の論考は *Toutes les Finances* のみを分析したものであるが、やはり 6 対 4 という比率を得ている。
37. 財務機構の説明が不十分で、あるいは誤解を招くかもしれないが、全ブルゴーニュ収支勘定官の管轄域は二つの Bourgogne だけではなく、Nivernais, Champagne, Reithel を含む。従って第 1 グループと第 2 グループからの税収はいずれも彼が管理する同一の勘定簿に記録される。あるいは Champagne や Nivernais の勘定官は全 Bourgogne 領邦勘定官に従属すると理解してもよい。
38. VAN NIEUWENHUYSEN, Andrée; *Les Finances ... Le Montant*. pp. 167–168 をやや簡略化して借用した。
39. Mollat も指摘している (*Les Finances, R.H.*, p. 293.) が、*Recettes générales de Toutes les Finances* は会計期の変更が頻繁であるが、その理由は不詳。変更前後の勘定簿を調査しても、特別の既述は見あたらない。全 Bourgogne 収支勘定の会計期が非常に規則的であっただけに、一層奇妙に思われる。
40. HEERS, Jacques は様々なタイプの徴税台帳を史料としてどのように利用すべきか、興味深い発言をしている。HEERS, J.; *L'Occident aux XIV^e et XV^e siècles. Aspects économiques et sociaux*. 5e éd. Paris, 1990. p. 366–367.
41. Taille は文字どおり「サイズ (大きさ)」の意味に他ならないが、貨幣に使用される場合は、普通、基準とする単位重量 (よく通用したのは Marc de Troyes で、現在の約 244.75 グラムに相当する) を等分して製造する貨幣の個数を言う。たとえば Taille : 62 とは重さ 1 Marc de Troyes の金 (銀) 塊を 62 等分して製造されたコインであることを意味する。
42. Titre とは要するに純度ないし含有率であるが、それを表現するのに 10 進法 (百分比) ではなく、12 進法に基づく表示法を使用する。金貨の場合は carat を用い、純金が 24 carats であることは容易に理解されよう。銀貨の場合は denier で表示する。ほぼ 100% と見なしうる純銀 argent-de-roy を 12 deniers と表記する。従って、例えば Titre : 6 deniers とは 6/12, すなわち純銀含有率 50% を意味する。
43. Cours とは出来上がった貨幣の公定レート、つまり発行者の期待する流通価値を何らかの計算貨幣で表示した数値を言う。
44. 例えば ADN B. 1920 fos. 23V°, 165R° et V°. ADN B. 1923 fos. 24R° et 31R°. ADN B. 1925 fos. 22V° et 129R° など。
45. BARTIER, J.; *op.cit.* pp. 44–56.
46. HULIN, G.; *op.cit.* p. 331.

47. Philippe le Bon がフランドル、特にブリュージュを好んだことはよく知られている。1420年代に関しては、ほぼ7割に相当する時間をフランドル、ブラバント、エノー、そしてホーランドの都市で過ごしている。アラスやパリは移動途中に数日逗留するだけで、長期滞在はない。ブルゴーニュ滞在は1422年2月から8月にかけての半年、1423年9月半ばから翌1424年2月にかけての5ヶ月足らず、同年6月から年末までの半年、と、10年間のうち1年半にも充たない。次にブルゴーニュを訪れるのは1432年2月のことになる。VAN DER LINDEN, Herman; *Itinéraires de Philippe le Bon, duc de Bourgogne (1419-1467) et de Charles, comte de Charolais*. Bruxelles, 1940.
48. 1423年2月6日付の認可状により、従来の慣習を破って、同年12月20日 Guy Guilbaut の勘定簿は四年分をまとめて Lille の会計監査院で監査された。その事情は第1会計の冒頭に明記されている。(ADN B. 1920 fol. 1R°) 従って、ひょっとすると、この四年分の勘定簿は毎年作成されたのではなく、1423年末にまとめて作成されたのかもしれない。また彼の第4会計の巻末には四年分の収支報告要約 *Estat abregié* が付されている。(ADN B. 1927 fos. 206R°-213V°)
49. ピエ pied は貨幣史の教科書には必ず掲載されている概念であるが、一応、記しておく。銀貨の質を表示する指数であり、以下の計算式で与えられる。1337年、Gros 銀貨の発行と同時に公表された。

$$\text{pied} = \frac{\text{taille} \times \text{cours(d.t)}}{\text{titre(sur deniers)} \times 5(\text{定数})}$$

分母の定数5の起源は不詳であるが、要するに所与の銀貨から逆算して、純銀1 marc が当該計算貨幣 (tournois) で幾らに相当するのかを算定する式と考えればよい。当然ながら、大きき Taille が大きくなるにつれ、また含有率 Titre が小さくなるにつれ、計算結果は大きくなる。つまりピエ数が大きいほど貨幣は粗悪であることを意味する。例えば、1337年1月1日に発行された Gros Tournois の場合、Taille : 96, Titre : 10d. 16grain, Cours : 10d.t.であるから、上式に代入すると

$$\frac{96 \times 10}{\frac{(10 \times 24 + 16)}{24} \times 5} = \frac{96 \times 10 \times 24}{256 \times 5} = 18^\circ$$

なお、計算結果は序数で表現し、この場合 pied 18° と表記する。訳では「度」を当てておいた。Cf. BELAUBRE, J.; *op. cit.* pp. 89-90. HEERS, J. *op. cit.* p.225.

50. MISKIMIN, H.; *op. cit.* によれば、1411年以前の純銀価格は1 marc あたり 6.8-7.4 Livres tournois, 1412年から16年の間は 8.3-8.4 Livres t. でよく安定している。そのバランスが突然崩れ始めるのは1417年、発行高が純銀換算で2万 marcs を超えてからである。ピークは1420年、21年、22年の3年間で、1 marc 当たりの純銀価格は、それぞれ 40.6 £.t., 67.3 £.t., そして 112.5 £.t. としている。
51. ADN B. 1920 fol. 23V° (Mollat; *Comptes Généraux*, t. 1 pp. 259-260.), ADN B. 1929 fol. 181V°, ADN B. 1931 fol. 200R°, ADN B. 1935 fos. 172R°, 173V° など。
52. SPUFFORD, P.; *Money and its Use ...* p. 411 et ss.
53. MISKIMIN, H.; *op. cit.* はフランス王国の金貨・銀貨製造所各々30ヶ所の採掘、製造総量を計算した例外的な労作である。1411年以前は年により発行高に大きな開きがある。毎年均等なりズムで発行する習慣はなかったのであろう。銀価格は安定しているので(註50参照)、その当時の時価総額は単純に発行残高に比例すると考えられる。発行高のピークは1418年から20年までの3年間(つまり銀価格のピークとずれる)で、この三年間だけで18万 marcs, 総額 463.6 万 £. t. の銀貨を発行した。ちなみ

に、先立つ1395年から1417年まで、二十余年間の累積発行高は17万 marcsに満たず、金額でも137万£.t.である。

54. ADN B. 1935, fos. 172V°-173V°
55. ADO B. 1611, fol. 46V°
56. ADO B. 1623, fol. 71R°
57. 記載額511,771 £ faible monnaie を8で除し、400 Moutons d'Or (20 sous t./Mouton)を加算。
58. 記載額270,002 £ faible monnaie を8で除し、250 Nobles (2.5 £ .t./Noble), 7041 Ecus (22.5 sous.t./Ecu), 700 francs monnaie courant en 1416を加算。
59. 正確に言えば、公の宮廷財務部 Chambre aux Deniers du Duc と公妃の財務部 Chambre aux Deniers de la Duchesse の区別があるが、ここでは両者の合計だけを問題にした。ちなみに前者の Maître は Mahiet Regnault と Jean de Velery, 後者の Maître は Guiot le Jay と Guillaume de Bonami である。
60. オリジナルは散佚。同時代コピーが二種現存している。ADN B. 1603 fos. 91-96. および Archives Générales du Royaume de Belgique (以下 AGR と略記) Papiers d'Etat et de l'Audience 26. なお PAR-AVICINI, Werner の校訂と研究 *Francia* t.5 (1977) pp. 127-182, t. 10 (1982) pp. 131-166 et t. 11 (1983) pp. 257-301. 並びに筆者の学会報告『西洋史学』182号 (1996) p. 52.を参照。
61. ADN B. 4091, fos. 1R°-89V°
62. 全フランドル・アルトワ収支勘定で使用される計算貨幣は Livre parisis de 20 gros de monnaie de Flandres と呼ばれるものであるが、フランスの Livre parisis とは無関係である。
63. 総財務収支勘定官 Guy Guilbaut がよく使用する計算貨幣は Livre de 40 gros de monnaie de Flandres であり、1420年代半ば以降、総財務収支勘定 Recettes générales de Toutes les Finances はこの計算貨幣で統一表記される。上記 Livre parisis de 20 gros のちょうど2倍の価値を持つことは明らかであろう。
64. ADN B. 1920, 1923, 1925, 1927, 1929, 1931, 1933, 1935, 1938 および Archives de l'Etat à Courtrai Codex 322. なお ADN 所蔵の Recettes Générales de Toutes les Finances はマイクロフィルムによる複製があり、AN, ADO, AGR でも閲覧できる。ただし、およそ鮮明というにはほど遠く、磨耗も激しい。最終的には ADN でオリジナルを閲覧し、確認する作業が必要になる。オリジナル史料の保存状態は良好で、判読は容易である。AN における上記の Guy Guilbaut の9冊の勘定簿のマイクロ・フィルム分類番号は 62Mi 18 から 21 である。Courtrai, Codex 322 のマイクロ複製はない。
65. この一節は VAUGHAN, Richard; *Philip the Good*. London, 1970. p.17 et ss. による。本稿の政治・外交の叙述は二次資料に頼った。
66. ADN B. 1929 fol. 33V°.
67. まず1421年6月25日付で王の戦時財務担当 Commis à la trésorerie des Guerres たる Jehan de Bethisy から3000 Ecusを受領。次いで Artois 伯領の諸都市 (Péronne, Montdidier, Roye) が国王 Aides として同意した総額12000 Ecusの中から9737 Ecusが拠出され、同年7月30日に受領した (ADN B. 1923 fos. 30R°-31R°).
68. ただし勘定簿を見る限り、実際にこの年金を受領した形跡はない。
69. まず9月21日に4000 Ecus, 次いで12月14日に2000 Ecus (ADN B. 1927 fol. 34R° et V°) を献金している。また Courtai も1423年2月に2000 Ecus (ADN B. 1927 fol. 29V°) を献金している。
70. 既に Mollat が指摘しているが、重要な問題であるにも拘わらず、説明が遅れているのは借入金の実態である。借入金とその金利との記載法は当然ながら一貫性を欠く。勘定簿に残された断片的な情報を収集しているのが現状で、まだまだ全収入に占める重要度を論じるような段階ではない。全フランド

ル・アルトワ収支勘定官 Gautier Poulain の第5会計（1427年）には「Marc Guidecon への支払い」という項目が特設され、その総額は 14,000 Livres Parisis de Flandres で、当該会計の支出合計 162, 135 Livres Parisis de Flandres の 8.6% を占める（ADN B. 4096, fos. 124V^o ~ 125V^o）。Marc Guidecon は Lucca の著名な商人であるが、ブリュージュ Bruges に駐在し、ブルゴーニュ公によって関税 péage 徴収官に任じられた。実際、1424年6月4日付で、1000 Ecus をペロンヌ Péronne の関税としてブルゴーニュ公の勘定官に支払った記録を残している（ADN B. 1929 fol. 26R^o）。彼がブルゴーニュ公 Philippe の宮廷と相当に深い関係を持っていたことは確実視されており、1420年代の様々な会計文書に Guidecon の名を見ることができる。また、本稿では言及する余裕がなかったが、いわゆる終身年金の販売もかなり頻繁であったことを指摘しておきたい。

71. VAUGHAN, R.; *Philip the Good*, p. 262 による。
72. 本来ならば、1428年、29年の公国歳入に関しては、当然 Hainaut と Holland の収入も検討すべきだが、今回は史料調査が充分に行き届かなかったために割愛した。Hainault の Recettes Générales は Lille で閲覧できる（ADN B. 8003-8048）。また Holland の Recettes Générales は未見のため、詳述できないが、La Haye（デン・ハーグ）在の Algemeen Rijksarchief（国立総合公文書館）の Grafelijke Rekenkamer（伯会計院文書）シリーズに収録されているはずである。1430年以降を問題にする場合に重要となる Brabant の Recettes Générales は勿論 Bruxelles の AGR に現存している（C.C. 2408-2423）。
73. MISKIMIN, H.; *op. cit.* p. 135-138. 註50を参照。
74. MOLLAT, M.; *Comptes Généraux ...*, vol.1 Introduction, p. xx. なお Barthelemy le Vooght の第2会計（ADN B. 4091）には換算式が何度も示されている。
75. ARNOULD, M.; *op. cit.*（註19を参照）ならびに VAN NIEWENHUYSEN, A.; *Les Finances Le Montants*, pp. 172-173.
76. MISKIMIN, H.; *op. cit.* p. 135-138.
77. ARNADE, Peter; *Realms of Ritual. Burgundian Ceremony and civic Life in late medieval Ghent*. Ithaca and London, 1996.

ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政 (1)

別表1 金貨と銀貨 (1380年代から1420年代)

発行者	発行日 (年月日)	金貨名	taille au marc	titre sur24	cours (s.p.)	銀貨 pied
Chales VI	1385.3.11	Ecu à la Couronne 1er	60	24	18	25e
	1388.2.28	Ecu à la C.2e	61 1/3	24	18	
	1389.9.11	Ecu à la C.3e	61 1/3	24	18	27e
	1394.7.29	Ecu à la C.4e	62	24	18	
	1411.11.2	Ecu à la C.5e	64	24	18	32e
	1413.7.3	Petit Ecu	96	24	12	29e
	1417.5.10	Mouton	96	23	16	40e
	1417.10.21	Ecu Heaume	48	22	32	60e
	1417.10.21	Mouton 2e	96	22	16	
	1419.3.7	Ecu à la C.6e	67	23	24	96e
	1420.2.26	Ecu à la C.7e	68	22	40	84e
	1420.4.9					128e
	1420.5.6					160e
	1420.10.13					144e
	1420.12.19	Ecu à la C.8e	66	24	18	30e
1421.8.11	Salut	63	24	20		
Duc de Bourgogne	1417.12.18	Ecu à la Couronne	64	23	18	53e 1/3
	1418.2.24					64e
	1419.8.23					96e
Henry V	1419.1.19	Mouton 1er	96	24	16	60e
	1419.9.25	Mouton 2e	96	24	16	60e
	1420.1.12	Petit Ecu	96	22	16	96e
	1421.5.6	Ecu	63	24	18	30e
	1421.11.30	Salut	63	24	20	30e
1421.11.30	Demi - Salut	126	24	10	30e	
Henry VI	1423.2.6	Salut 1 er	63	24	20	30e
	1423.9.6	Salut 2 e	70	24	20	30e
	1427.5.24	Angelot	105	24	13 1/3	30e
Dauphin	1417.11.6	Ecu à la Couronne 1er	60	24	18	64e
	1420.7.fin	Double / Ecu à la Chaise	40	24	128	180e
	1421.1.26	Ecu à la C.2e	68	24	18	220e
	1421.4.12					320e
	1421.7.	Ecu à la C.3e	68	23	18	
	1421.8.10					408e
	1422.2.16					960e
	1422.6.20					1440e

金 尾 健 美

別表1 (続)

発行者	発行日 (年月日)	金貨名	taille au marc	titre sur24	cours (s.p.)	銀貨 pied
Chales VII	1422.9.12	Franc à cheval	80	24	16	40e
	1423.1.21	Ecu à la Couronne ler	64	24	20	48e
	1423.3.2	Ecu à la C.2e	68	24	20	48e
	1424.8.	Ecu à la C.3e	70	23	20	40e
	1426.8.	Ecu à la C.4e	70	22	20	48e
	1427.11.9	Ecu à la C.5e	70	21	20	48e
	1428.7	Ecu à la C.6e	70	20	20	54e
	1429.1.18	Ecu à la C.7e	70	18	20	72e
	1429.4.15					96e
	1429.6.6					112e
1429.10.9	Royal ler	64	24	20	32e	

別表2

発行者	発行日 (年月日)	金貨名	taille au marc	titre sur24	cours (gros)	銀貨 pied
Dec de Bourgogne	1416.12.6	Noble	36	23.5	60	
	1418.6.12	Heaume De Flandre	68	23.5	40	
	1425.6.12	Noble	35.5	23.25	-	
	1426.11.8	Ecu de Hollande/Clinkart	67	17	40	
	1427.9.14	Noble	35.25	23.75	84	
	1428.7.11	Noble	35.25	23.5	96	

銀貨の額面は事実上固定している

銀貨名	額面	初発行日
Double Tournois	2 d.t.	
Denier Tournois	1 d.t.	(Denier Paris 1 d.p.)
Maille Tournois	1/2 d.t.	(Maille Paris 1/2 d.p.)
Guenar	10 d.t.	1385.3.11
Gros au Lis	20 d.t.	1413.6.7
Gros, dit Grosus	20 d.t.	1413.11.3
Gros, dit Florette	20 d.t.	1417.5.10

(史料)

テキスト校訂上の諸原則

1. オリジナル・テキストでは年月日、金額などはローマ数字で記載されているが、校訂者の責任において、すべてを算用数字になおした。
2. 年号は現行のグレゴリウス暦に直し、必要に応じて (n.s.) = *nouveau style* を付した。
3. テキストの綴りは現行のそれと異なる場合でも、また同一テキスト内に同一語の異体がある場合でも、それぞれを尊重したが、綴り字の i と j との区別、また u と v との区別は現行のそれに従った。省略形は校訂者の責任において、元の標準的な綴りに展開したが、金額単位の Livre は略号 £ を使用した。
4. テキストでは sire ないし seigneur は例外なく標準省略形を使用しているが、文脈から明らかに呼格と判断される場合のみ sire と展開し、それ以外はすべて seigneur とした。1426 年末というテキスト成立時点を考慮してである。
5. テキストでは「フランドル」の綴りは語尾が不明瞭な場合が多いが、Flandres に統一した。
6. テキストの母音字省略 élision は、それと分かるように、アポストロフを付した。従って、例えば lescudor は l'escu d'or とした。また -er 動詞の過去分詞活用語尾に限ってアクサン・テギュを付し、それ以外の場合はアクサンを付さなかった。従って、例えば comte と comté の区別はしていない。
7. 名詞の性 genre が現行と逆である場合も、それを尊重した。
8. 大文字、小文字の用法は現行のそれに従い、地名などの固有名詞は大文字で始めた。
9. 句読点は適宜これを付した。

8^{eme} Comptes de Recettes Generales tenus par Guy Guilbaut (ADN B.1935 fos.172R^o-174R^o)

(fol. 172R^o)

Somme toute de la despense de ce present compte, 1578 escus d'or.

Item 140 escus d'or de 25 sous qui font 50 gros piece monnaie de Flandres.

Item 100 escus d'or de 49 gros piece.

Item 570 escus d'or de 48 gros piece.

Item 5144 escus 4 gros demi de 42 gros piece.

Item 2000 escus de Hollande nommez clinquars.

Item 120 escus d'or courans en fevrier 1419.

Item 620 escus d'or courans en aoust 1425.

Item 510 escus d'or courans en juing 1421.

Item 600 escus d'or courans en juillet 1426.

Item 21 escus d'or 14 sous parisis monnaie royale courans en janvier 1421.

Item 751 escus d'or 15 sous tournois de 22 sous parisis l'escu courans en aoust 1425.

Item 2035 escus de 30 gros fors vieille monnaie de Flandres.

Item 310 moutons d'or de 30 gros piece.

Item 63488£ 14 sous 8 deniers de 40 gros.

Item 3609 francs 8 sous 6 deniers de 33 gros.

Item 60845 francs 3 sous 1 deniers de 32 gros.

Item 10721£ 8 sous 3 deniers tournois de 20 sous tournois le franc.
Item 48£ 8 sous parisis monnaie royale.
Item 100£ tournois monnaie royale courans en Bourgogne en janvier 1425.
Item 1955 francs forte monnaie royale courans en may 1422.
Item 105 francs monnaie royale courans en decembre 1416.
Item 230£ 11 sous de 20 gros la livre.
Item 10 francs courans en octobre 1422.
Item 285 francs Flourette de 4 deniers parisis.
Item 300 francs d'or courans en decembre 1421.
Item 33 francs 2 sous parisis monnaie royale courans en janvier 1423.
Et 42£ 18 sous 8deniers parisis monnaie royale de 26£ tournois marc d'argent.

(fol.172V°)

Doit le dit receveur general, 3160 escus d'or de 46 gros l'escu valent 3634£ de 40 gros la livre monnaie de Flandres.
Item 379 £ 19 sous 8 deniers poitevin parisis monnaie royale qui comptéz les 8£ pour 9£ de 40 gros valent 427£ 9 sous 7 deniers obole poitevin de 40 gros la livre.
Item 8528 francs 1 sou 9 deniers tournois de 20 sous tournois le franc monnaie royale qui au pris de 10 sous tournois pour 9 sous de 40 gros valent 7675£ 5 sous 7 deniers de 40 gros.
Item 400 francs courans qui audit pris de 10 sous tournois pour 9 sous de 40 gros comme dessus valent 360£ de 40 gros dicte monnaie de Flandres.
Item 134476£ 6 sous 7deniers de 40 gros dicte monnaie de Flandres.
Item 35194£ 14 sous de 20 gros la livre valent 17597£ 7sous de 40 gros dicte monnaie de Flandres.
Item 207 escus demi d'or de 18sous parisis monnaie royale l'escu font 126£ 15sous parisis qui au pris de 8 sous parisis pour 9 sous de 40 gros valent 210£ 1s 10d obole de 40 gros dicte monnaie de Flandres.
Item 194£ 8 sous 7 deniers obole parisis monnaie royale Flourette pour 4 deniers parisis ramenéz a forte monnaie royale courans a present au pris de 2 deniers parisis la Florette font 97£ 4 sous 4 deniers ob poitevin parisis dicte forte monnaie royale qui au pris de 8 sous parisis monnaie royale pour 9 sous de 40 gros valent 109£ 7 sous 4 deniers de 40 gros la livre dicte monnaie de Flandres.
Et 500 escus de Hollande nomméz clinquars au pris de 28 gros de Flandres l'escu qui font 14 sous de 20 sous l'escu valent 350£ de 40 gros dicte monnaie de Flandres.

Pour tout qu'il doit 164 839£ 18 sous poitevin de 40 gros monnaie de Flandres la livre.

Et il lui est deu 1553 escus d'or advaluéz au pris de 42 gros nouvelle monnaie de Flandres lors courant valent 1630£ 14s de 40 gros dicte nouvelle monnaie de Flandres.

Item 94 escus d'or de 49 gros l'escu valent 115£ 3 sous de 40 gros dicte nouvelle monnaie de Flandres.

(fol.173R°)

Item 454 escus d'or de 48 gros l'escu valent 544£ 16sous de 20 sous qui font 40 gros la livre monnaie de Flandres.

Item 944 francs 4 gros demi de 42 gros valent 991£ 6 sous 3 deniers de 20 sous la livre qui font 40 gros dicte

monnaie de Flandres.

Item 140 escus d'or de 25 sous ou 50 gros piece valent 175£ de 20 sous qui font 40 gros la livre monnaie de Flandres.

Item 2035 escus de 30 gros forte vieille monnaie ramenéz a nouvelle monnaie au pris de 35 gros dicte forte vieille monnaie pour 40 gros dicte nouvelle monnaie valent 2325£ 14 sous 2 deniers obole de 20 sous qui font 40 gros dicte nouvelle monnaie de Flandres.

Item 310 moutons d'or de 30 gros piece valent 232£ 10 sous de 40 gros dicte nouvelle monnaie.

Item 120 escus d'or courans en fevrier 1419 qui au pris de 42 gros l'escu valent 126£ de 40 gros dicte nouvelle monnaie.

Item 510 escus d'or courans en juing 1421 audit pris de 42 gros l'escu valent 535£ 10 sous de 40 gros de nouvelle monnaie.

Item 620 escus d'or courans en aoust 1425 audit pris de 42 gros l'escu valent 651£ de 40 gros dicte nouvelle monnaie.

Item 600 escus d'or courans en juillet 1426 audit pris de 42 gros l'escu valent 630£ de 40 gros de nouvelle monnaie.

Item 21 escus d'or 14 sous parisis monnaie royale courans en janvier 1421 audit pris de 42 gros l'escu valent 22£ 6 sous 9 deniers de 40 gros dicte nouvelle monnaie.

Item 751 escus d'or 15 sous tournois de 22 sous parisis l'escu courans en aoust 1425 font 826£ 14 sous parisis qui au pris de 8 sous parisis pour 9 sous de 40 gros valent 930£ 9 deniers de 40 gros dicte nouvelle monnaie.

Item 3037 francs 8 sous 6 deniers de 33 gros le franc valent 2505£ 19 sous de 40 gros dicte nouvelle monnaie.

Item 57921 francs 5 sous 1 denier de 32 gros valent 46337£ 1 sou 1 denier de 40 gros.

Item 100£ tournois monnaie royale courans en Bourgogne en janvier 1425 au pris que dessus valent 90£ de 40 gros.

Item 1955 francs forte monnaie royale courans en may 1422 valent au pris que dessus 1759£ 10 sous de 40 gros.

Item 105 francs monnaie royale courans en decembre 1416 au pris de 10 sous tournois pour 9 sous de 40 gros valent 94£ 10 sous de 40 gros.

Item 10 francs courans en octobre 1422 au pris que desus valent 9£ de 40 gros.

Item 285 francs Flourette a 4 deniers monnaie royale qui a 2 deniers parisis la Flourette font 142 francs demi forte monnaie royale au pris que dessus valent 128£ 5 sous de 40 gros.

Item 300 francs d'or courans en decembre 1421 ouquel temps couroit bonne monnaie forte nouvelle royale de 18 sous parisis de 22 sous 6 deniers tournois l'escu valent 300£ tournois dicte forte nouvelle monnaie royale audit pris de 10 sous tournois pour 9 sous de 40 gros valent 270£ de 40 gros.

(fol. 173V°)

Item 33 francs 2 sous parisis monnaie royale courans en janvier 1423 valent 33£ 2 sous 6 deniers tournois dicte forte monnaie royale audit pris de 10 sous tournois pour 9 sous de 40 gros valent 29£ 16 sous 3 deniers de 40 gros.

Et 42£ 18 sous 8 deniers parisis qui valent 53£ 13 sous 4 deniers tournois monnaie royale de 26£ tournois marc d'argent ramenéz a 6£ 18 sous tournois le marc valent 14£ 4 sous 10 deniers tournois qui au pris de

金尾健美

10 deniers tournois pour 9 deniers de 40 gros valent 12£ 16 sous 4 deniers de 40 gros

Pour tout a lui deu 60147£ 7 sous 7 deniers obole de 40 gros la livre nouvelle monnaie de Flandres.

Reste que doit ledit Receveur 104692£ 10 sous 4 deniers obole poitevin de 40 gros dicte nouvelle monnaie de Flandres.

Item doit par la fin de son 6° compte fenissant 3° jour d'octobre 1425, 27492£ 6 sous 8 deniers dudit prix de 40 gros.

Et qu'il doit par la fin d'un sien compte particulier par lui nouvellement rendu a cause d'un ayde qui fut octoyé a feu monseigneur le duc Jehan cui dieu pardoint en sa comte d'Artois, Boulonnus & St. Pol en l'an 1416, 1170£ 6 sous 8 deniers obole dudit prix de 40 gros.

Pour tout qu'il doit 133355£ 3 sous 9 deniers poitevin de 40 gros la livre dicte nouvelle monnaie de Flandres.

Et il lui est deu par son estat abregié escript apres la fin de son 4° compte de la Recette general feny au 3° jour d'octobre 1423 ouquel estat sont portées toutes les restes de ce qu'il doit et qui deus lui est par icelui 4° compte et par ses premier, second & tiers comptes avec aucune autres parties a lui delivés illec déclaré folio 215°, 5633 £ 6 sous 7 deniers obole de 40 gros la livre dite monnaie de Flandres.

Item lui est deu par la fin de son 5° compte de la Recettes generale feny au 3° jour d'otobre 1424, 35840£ 10 sous 10 deniers poitevin de 40 gros la livre de nouvelle monnaie de Flandres.

Item lui est deu par la fin de son 7° compte de la Recette generale feny au 3° jour d'octobre 1426, 33854£ 18 sous obole dudit pris de 40 gros la livre dite nouvelle monnaie de Flandres.

Item lui est deu par la fin de son 9° compte par lui pieca rendu par avant la redition de cest present 8° compte a cause de la Recepte pour le fait de la despense ordinaire & extraordinaire de mon seigneur de l'an feny au darrain jour de decembre l'an 1427, 20153£ 16 sous 1 denier obole dudit pris de 40 gros dite nouvelle monnaie de Flandre.

(174R°)

Item lui est deu par son 10° compte de l'an feni au darrain jour de decembre 1428 a cause dudit gouvernement de la despense ordinaire & extraordinaires, 16133£ 5 sous 3 deniers dudit pris de 40 gros dicte monnaie de Flandres.

Item lui est deu par un sien compte particulier par lui nouvellement rendu a cause de la recepte qu'il fist des deniers venans de certains dons & emprunts fais a feu monseigneur le duc Jehan que Dieux absoille. Et de rentes vyaigieres qui furent vendues sur aucunes bonnes villes d'Artois & d'ailleurs es ans 1417 & 18, 1534£ 12 sous 4 deniers poitevins de 40 gros dicte nouvelle monnaie de Flandres.

Et qu'il lui est deu par un sien aultre compte particulier a cause de payement par lui fait de certaines rentes vyaigieres tant pour plusieurs termes escheuz comme pour le rachat d'aucunes d'icelles rentes declairées oudit compte particulier par luy rendu depuis l'audicion de ses aultres comptes dessusdiz et cousu en la fin de ce present compte feni au darrain jour de decembre 1426, 30034£ 2 sous 9 deniers obole de 40 gros la livre dicte nouvelle monnaie de Flandres.

Somme de ce qui lui est deu par les 7 parties cy devant darrenierement escriptes 143184£ 10 sous 11 denires obole poitevin de 40 gros la livre dicte nouvelle monnaie de Flandres.

Doit il chiet qu'il doit cy devant en la page precedente 133355£ 3 sous 9 deniers poitvin dudit pris de 40 gros.

Demeure qui est deu de reste audit Guy Guilbaut a cause de ses dictes receptes & despenses de tous ses comptes dont cy devant est faite mencion 9829£ 7 sous 2 denirs obole dudit pris de 40 gros la livre dicte nouvelle monnaie de Flandres courant depuis l'an 1418 jusques a l'an 1428.

Ceste reste est nulle. Car par le recolcuit fait de ces comptes & autres precedents reveues & recolés par l'ordonnance de mon seigneur le duc, l'estat & ceste reste sont tous autres pour les causes & par la maniere escript oudit recolenct fait par messeigneurs des comptes a Lille apres les examens & recolcuit dudit Bonnot.